

桜川市地域福祉計画（素案）

たがいをみとめ愛 支え合う ^{あなた}市民が主役の 福祉のまち

イラストまたは写真

平成 23 年 3 月

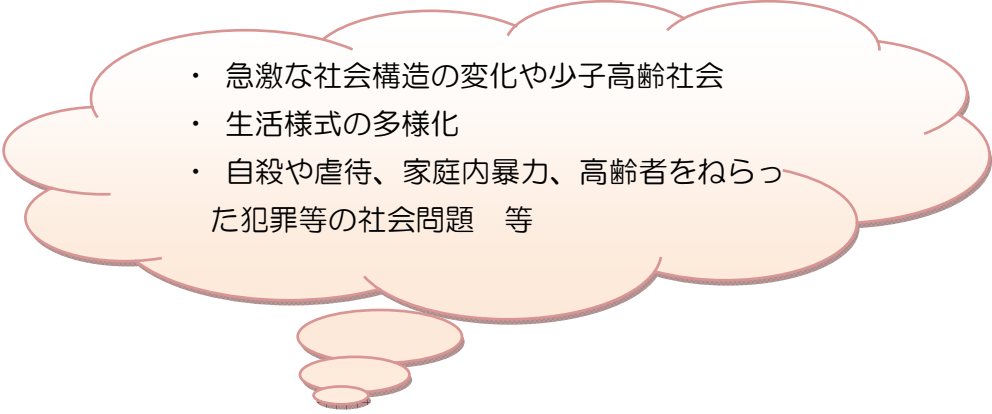
桜 川 市

はじめに

今も昔も、私たちが暮らしている地域には、いろいろな人たちが住んでいます。男の人、女の人。子どもからお年寄り、昔から住んでいる人、引っ越してきた人。ひとり暮らしの人、家族と一緒に暮らしている人。また、こわそうな人もいればやさしい人もいます。子育て中の時期があったり、時には病気になったり。地域には一人ひとり、その時々によって、本当にいろいろな人が暮らしています。

そして、生活をする上で、さまざまな出来事をきっかけに、みんなが「お互いに助けたり、助けられたり」しながら生活をし、暮らしています。

しかし、今・・・ 私たちの暮らす地域では、

- 
- ・ 急激な社会構造の変化や少子高齢社会
 - ・ 生活様式の多様化
 - ・ 自殺や虐待、家庭内暴力、高齢者をねらった犯罪等の社会問題 等

とても心配なことが起こっています。

これからも、住み慣れた「地域」で、安心して生活していくために、^{あなた}市民には何ができるでしょうか。

このように、個人や家族では解決できない生活課題や困難の解決・緩和を図るさまざまな社会的取り組み<公的な制度、住民同士の助け合いなどを含めた福祉活動や福祉行為>全体のことを社会福祉であるといえることができます。

誰もが人間としての尊厳をもち、地域社会の一員として、その人らしい自立した生活が送れるよう、地域住民や福祉サービスを提供する事業者、ボランティアやさまざまな団体、組織、行政など、すべての者が協力し合い、互いに支えあう地域社会をつくる取り組みや、仕組みづくりが“地域福祉”であり、地域社会を基盤とした社会福祉であるといえます。

目 次 CONTENTS

《第1章》 総 論

第1節 地域福祉計画の策定にあたって	6
1 計画策定の背景と目的	6
2 地域福祉計画とは	8
3 計画の位置づけ	10
4 保健福祉関連の各計画概要	11
5 地域福祉活動計画との関係	14
6 地域福祉計画の期間	15

《第2章》 桜川市の現状

1 桜川市における地域福祉を取り巻く現状	17
----------------------	----

《第3章》 基本施策の展開方向

1 計画の理念	24
2 計画の基本目標	25
第1節 まごころとふれあいとやさしさではぐくむまち 桜川	28
(1) 地域福祉活動の推進	29
1 地域が暮らしやすい見守り活動を推進させます	29
2 地域福祉を支える団体との連携・協働をすすめます	30
3 市社会福祉協議会の機能強化と連携をすすめます	30
4 ボランティアや市民活動(NPO)等の設立と活動支援を図ります	31
5 福祉にかかる人材の育成をすすめます	32
6 地域での学び・遊びの場、機会づくりをすすめます	33
(2) 福祉サービスの利用の促進	34
1 福祉サービスが利用できる仕組みづくりを図ります	35
2 福祉サービスの情報提供を充実します	36
3 相談窓口を充実します	36
第2節 一人ひとりが輝き、地域が支え合う、いきいき健康のまち 桜川	38
(1) 高齢者・障がい者福祉の推進と自立支援	40
1 高齢者の社会参画による生きがいづくりをすすめます	41
2 高齢者や障がいのある人の暮らしやすさを推進します	42
3 日常生活における自立支援と、成年後見制度の利活用の促進を図ります	43
(2) 男女共同参画と子育て支援の推進	44
1 男女共同参画を推進します	45
2 子育てしやすい地域づくりをすすめます	46

(3) 健康づくりの推進	47
1 地域での健康づくりをすすめます	48
第3節 安心・安全は気配り、目配り、思いやりのまち 桜川	49
(1) 安心・安全の暮らしやすいまちづくり	50
1 あいさつ運動のまちづくりをすすめます	50
2 バリアフリーのまちづくりをすすめます	51
3 移動手段の充実を図ります	51
4 ユニバーサルデザインの推進に努めます	52
(2) 生活安全対策の充実	53
1 防犯・安全のための環境整備をすすめます	53
2 防災意識を育て、もしもの時に備えるまちづくりをすすめます	55

《第4章》 計画の推進のために

1 計画の進行管理	57
2 市民・関係団体・関係機関・行政の役割	58

《資料編》

1 市民意識調査について	61
2 地域福祉における関係機関、組織・団体	79
3 桜川市地域福祉計画策定委員会関係	85
4 桜川市地域福祉計画調査検討委員会関係	88
5 計画策定体制と流れ	91
6 桜川市地域福祉計画策定の経過表	92
7 用語解説	93

「障がい」の表記について

本計画では、「害」という字には悪いイメージにつながり違和感があることを考慮し、法令等に基づくものや団体名等の固有名詞を除き、「障がい」または「障がい者」という表記にしました。

また、「障がい者」には、満18歳未満の「障がい児」も含むものとして表記しています。

第 1 章 総論

用語の注釈(※)について

本計画では、※印を付してある用語は、資料編の「用語解説」の中で説明してあります。なお、※印は初出の箇所のみにつけてあります。

第 1 章 総論

第 1 節 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

■ 地域社会と暮らしの変化

少子高齢化が急速に進むと同時に、核家族化の進行、地域意識の希薄化が叫ばれる中、家庭や地域において支え合う力が弱まりつつあります。また、高齢者のみの世帯、とりわけひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加がみられる中で、引きこもりや虐待、孤独死など新しい社会問題も増加しています。

行政はこのような市民を支援するため福祉の充実に努めていますが、求められる市民の生活課題は多種多様なものとなり、従来の公的な福祉サービスのみでは解決が難しくなりつつあります。

そこで、これらの課題に柔軟に対応し、一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、すべての市民がお互いに人権を尊重し、支え合い、助け合う関係づくりをすすめていくとともに、地域の関係機関、組織・団体、社会福祉協議会^{*}や事業者、行政などが連携し、暮らしやすいまちづくりに向けた取り組みが必要となってきます。

また、福祉サービスの提供のあり方についても、より身近な地域で、より柔軟なサービスを提供することが求められています。地域の中で、さまざまな公的福祉サービスが効果的に展開されることはもちろんのことですが、市民をはじめとして、自治会・ボランティア・福祉サービス事業者など、地域に関わるさまざまな担い手が連携し、地域の課題を地域で解決する取り組みをすすめていくことが大切です。

そして「福祉」とは、市民の皆さんが幸せになることであって、ただ単に「してあげる」ことでもなければ、「いたわる」ことでもないとも言われています。

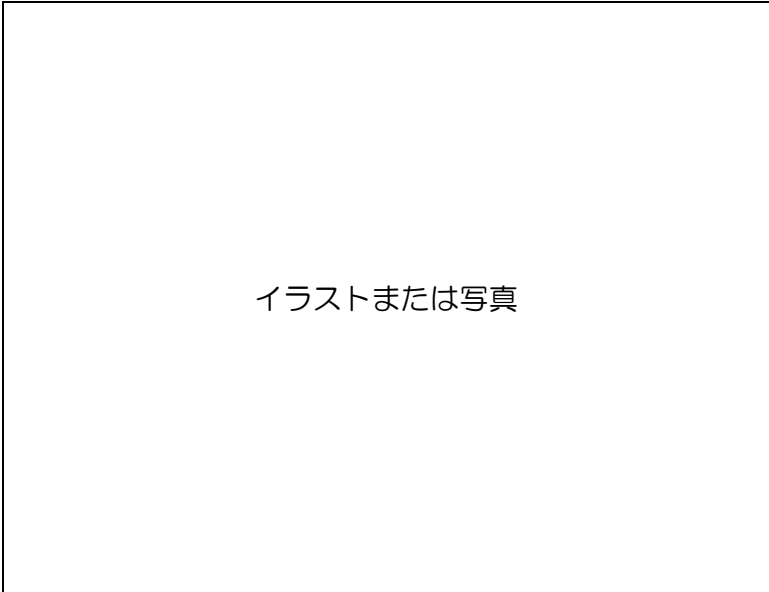
■ 社会福祉法^{*}の成立

わが国では、平成 12 年に社会福祉に関する基本法であった「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改定され、その基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が明確に規定されました。これにより、福祉サービスの利用者と提供者が対等な関係を築き、多様化する個人のニーズに対して地域における総合的な

支援体制を確立するとともに、市民自身の積極的な参加による住みやすいまちづくりをめざして、地域福祉計画の策定が位置づけられています。

このような背景から、桜川市においても、市民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動などを積極的に推進するため、その指針となる『桜川市地域福祉計画』を策定するものです。

この計画とは、地域に即した創意工夫による福祉サービスの総合的な実施、福祉サービスに対する地域住民の協力など、地域福祉の推進を明確に位置付けるために、従来の高齢者や障がいのある人、児童などを対象とした個別計画に、社会福祉法で定められた地域福祉の推進に関する事項を加えた「地域福祉推進のための総合計画」です。



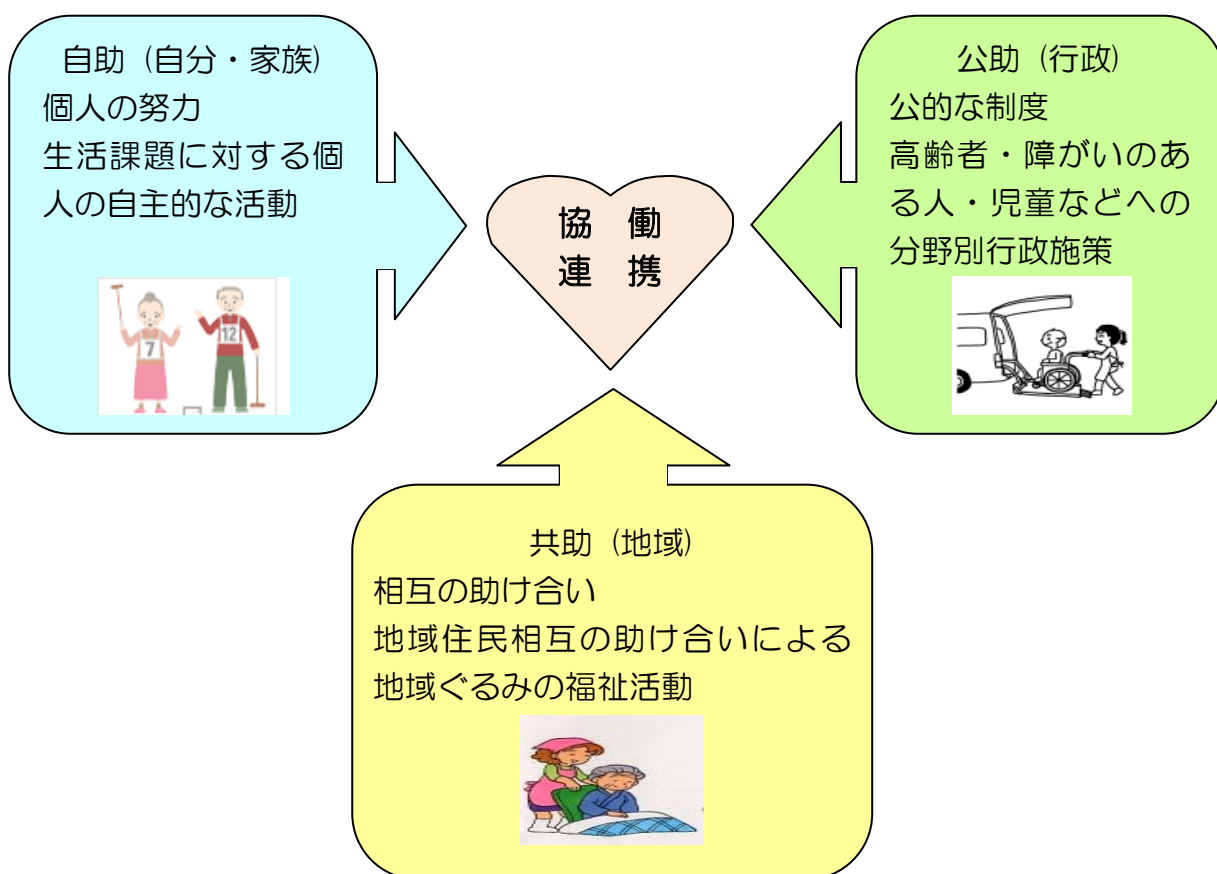
イラストまたは写真

2 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、市民一人ひとりを重んじ、人と人とのつながりを基本とし、地域の持てる力を強化・活用しながら、共に助け合い、お互いを認め合い支え合う地域づくりを目指すための計画です。

この地域福祉計画は、平成12年6月に社会福祉事業法が抜本改正され、社会福祉法が新たに制定されましたが、同法第107条の規定に基づき、地域社会を基本とする福祉の仕組みづくり、これらを支える人づくりや活動拠点の場の整備等、地域福祉の体制を整えながら、人々の助け合いの精神を基盤に、合併5年目を迎え、市民の更なる「しあわせ」の実現と桜川市のこれからの更なる発展を目指して策定するものです。

そして、市民・福祉団体・行政等がそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせられる関係を作り、責任分担しながら「住みやすいまちづくり」を推進するものです。



＜【参考】地域福祉計画関連条文 社会福祉法より抜粋＞

社会福祉法

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

平成12年、それまでの「社会福祉事業法」は改正され、「社会福祉法」となりました。その際同法の目的を示す条文の中に「地域福祉」という言葉が使用されることになりました。そして同法では、関連する条文において「地域福祉」の推進などに関する考え方や施策の進め方などが明記されています。

第4条（地域福祉推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正される中で、地域住民及び社会福祉に関する活動を行うもの（地域ボランティア等）が、公的機関や社会福祉法人[※]などとともに連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手とならなければならないことが明記されました。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

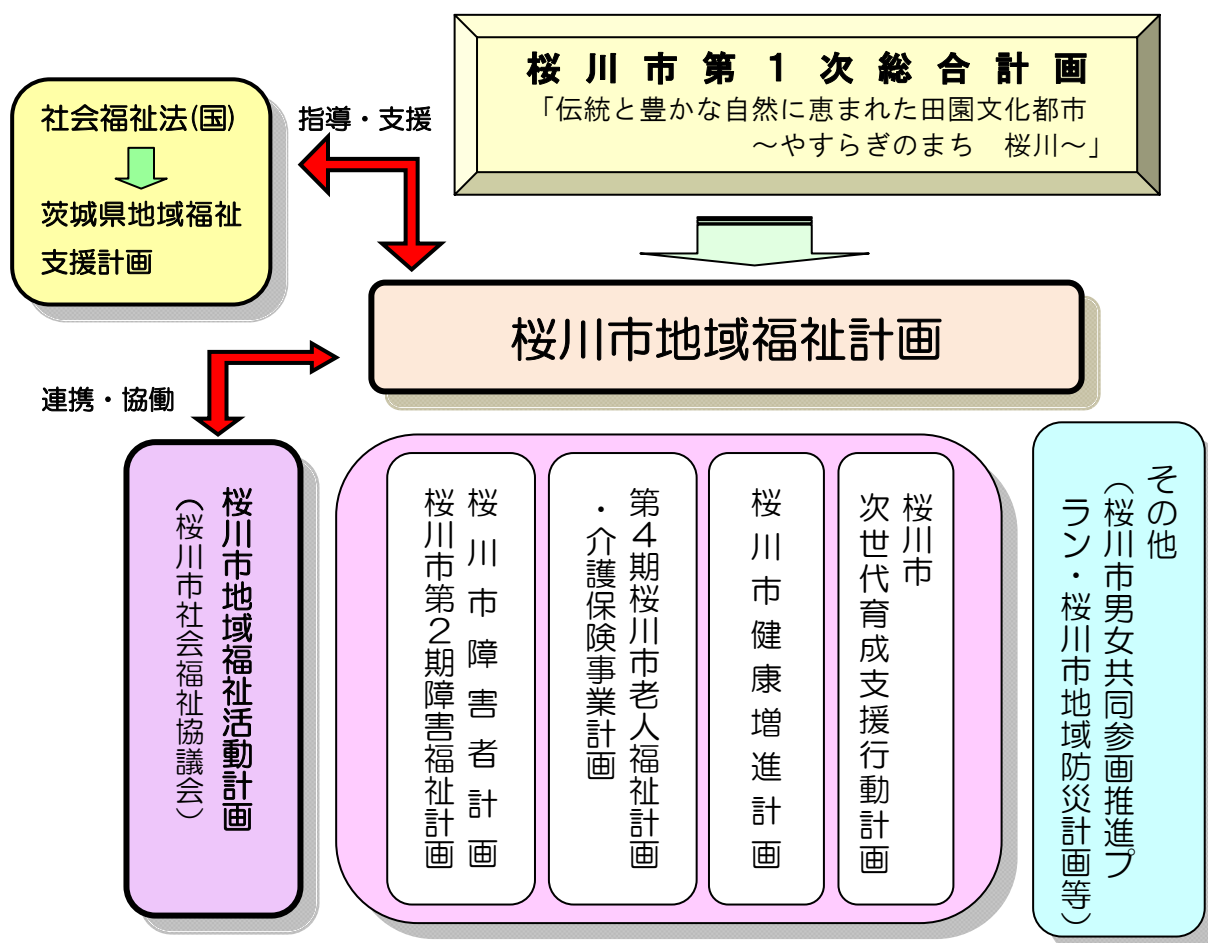
地域福祉計画に関する事項は、社会福祉法第107条に規定されています。地方自治法第二条第四項とは市総合計画を示しており市政推進の最上位計画です。

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定するものであり、桜川市第1次総合計画における基本政策「安心とやすらぎのある健康福祉社会づくり」を推進するために、本計画の基本理念、「たがいをみとめ愛 支え合う ^{あなた} 市民が主役の 福祉のまち」の実現を目指すものです。

さらに、桜川市のまちづくりをすすめるうえで、長期的かつ基本的な指針として策定された「桜川市第1次総合計画」を上位計画として、「第4期桜川市老人福祉計画・介護保険事業計画」、「桜川市障害者計画」、「桜川市第2期障害福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」等の他の福祉関連計画との整合・連携を図ります。本計画には、地域福祉の推進に関わる重要な取り組みを掲げ、これについては、各個別計画に委ねられています。

なお、本計画は、市民が地域福祉活動を主体的にすすめるための桜川市社会福祉協議会（以下、市社会福祉協議会）が策定する「桜川市地域福祉活動計画※（未策定）」とめざすべき方向性を同じくするとともに、相互に連携、協働※し合う関係にあります。



4 保健福祉関連の各計画概要

■桜川市第1次総合計画

桜川市のまちづくりをすすめるための基本指針となるものです。将来に向けての本市の方向性を示す大切な役割を担っています。

将来都市像を「伝統と豊かな自然に恵まれた田園都市～やすらぎのまち～桜川市」とし、これからのまちづくりに必要な市民の活動の指針を示しています。

第2章では、「安心と安らぎのある健康福祉社会づくり」を基本政策として掲げ、すべての市民が住み慣れた家庭や地域の中で、元気で健康に暮らすことのできる社会の実現を目指し、市民の健康保持・増進のための施策を推進するとともに医療体制の充実に努め、また、全ての市民が地域の中で共に支えあい、安心して暮らすことのできる福祉社会の実現のため、保健・医療・福祉の連携による福祉環境の充実に目指しています。

■桜川市健康増進計画

この計画は、市民、地域（社会資源）、行政がともに力を合わせ、すべての市民が生涯にわたって健康でいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、市民が主体的に健康づくりに取り組むとともに、社会全体で支援する環境整備を推進することを目的としています。桜川市の特徴や市民の健康状態をもとに健康課題を明らかにしたうえで、生活習慣病予防に視点をおいた健康増進の具体的な計画を策定しています。そして本計画は、21世紀における国民健康づくり運動の指針として国が策定した「健康日本21」、及び茨城県が策定した「健康いばらき21プラン」に基づきさらに、これらの中間評価、見直しを踏まえながら、地域の実情に即して策定する地方計画として位置づけられます。

■桜川市障害者計画

桜川市障害者計画は、障害者基本法第9条第3項に定める市町村障害者計画に相当し、国の「障害者基本計画」や、県の「いばらき障害者いきいきプラン」に基づくものです。

また、本計画は、市の上位計画である「桜川市第1次総合計画」や、障害者自立支援法に基づく「桜川市障害福祉計画」、その他の関連計画と整合性を図りながら策定したもので、市の障がい者施策をすすめていくための基本方針を示すものです。

■桜川市第2期障害福祉計画

桜川市では、平成17年10月の障害者自立支援法の成立を踏まえて、平成18年度から20年度の3か年を計画期間とする第1期の「桜川市障害福祉計画」を策定しました。この計画の趣旨は、障がいのある人の地域生活移行と就労支援をすすめ、自立を支援する観点から、障害者自立支援法に定める障がい福祉サービスや地域支援事業等の基盤整備を図るものです。

本市では、平成20年3月に、障害者基本法を根拠とする「桜川市障害者計画～ともに生きる地域社会の実現をめざして～」を策定しました。これは、“ノーマライゼーション※”と“完全参加”を基本理念として県が推進する「いばらき障害者いきいきプラン」と整合性を図りつつ、障がい者福祉に関する施策を総合的に推進するための計画であり、この計画は、「桜川市障害者計画」の中の福祉サービス基盤整備計画として位置付けられます。

■第4期桜川市老人福祉計画・介護保険事業計画

本計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定してあります。

また、本計画は、桜川市第1次総合計画に掲げる「安心とやすらぎのある健康福祉社会づくり」の実現を目指すものであり、要介護者等の保健、医療または福祉に関する事項など、他の関連する計画の施策・事業との整合を図りながら推進するものです。

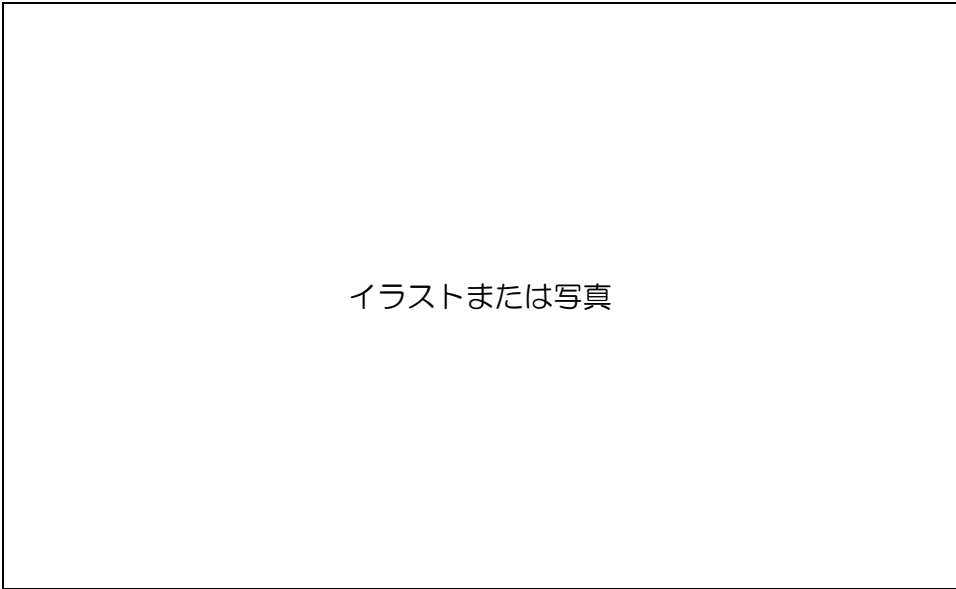
老人福祉計画とは、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉計画を基本に、他の法律に基づく65歳以上を対象とした保健事業、その他の高齢者支援に関わる事業を網羅したものです。

介護保険事業計画とは、介護保険法第117条において策定が義務づけられており、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込みを定めるとともに、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

■桜川市次世代育成支援行動計画

我が国における急速な少子化の進行への取り組みと、次代の社会を担う子ども達が健やかに生まれ育つ環境づくりのため、『次世代育成支援対策推進法』が平成15年7月16日に公布・施行され、同法に基づき、平成17年度(2005年度)から10年間、次世代育成支援に関する取り組みを集中的・計画的にすすめるため、すべての自治体において次世代育成支援に関する行動計画が策定されました。

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、桜川市における児童福祉、母子保健・医療、教育など本市が取り組むべき子育て支援を総合的に推進するための指針として策定してあります。



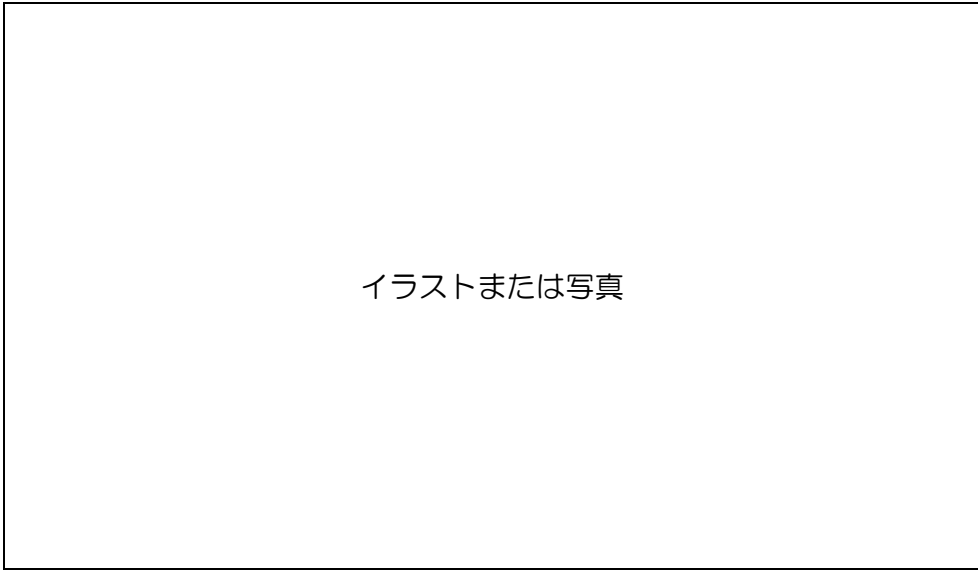
イラストまたは写真

5 地域福祉活動計画との関係

市社会福祉協議会では、「桜川市地域福祉活動計画」の策定を予定しています。

地域福祉活動計画とは、市社会福祉協議会の立場で、地域の福祉ニーズを明らかにし、そのニーズを解決するための活動と、地域住民の福祉への参加促進を図る活動等を推進するための行動計画です。したがって、地域福祉推進の理念、住民の主体的参加など内容的に重複する部分があります。

今後は、市民と行政の協働の視点に立って、市の地域福祉計画と車の両輪としてお互いに連携・協働しながら地域福祉を推進して行くことが重要です。具体的には、活動・交流拠点の整備や地域でのネットワークづくりでは、緊密な連携・協働が必要となります。



イラストまたは写真

6 地域福祉計画の期間

本計画の期間は、桜川市の基本計画である桜川市第1次総合計画との連携を図るため、平成23年度から平成28年度までの6年間とします。

なお、次期計画からは5カ年計画としてすすめます。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

桜川市各計画書の計画期間

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
桜川市第1次総合計画 (前期H19~H23・後期H24~H28)			→					→							
桜川市障害者計画 (H20~H26)				→											
桜川市第2期障害福祉計画 (H21~H23)					→										
桜川市次世代育成支援行動計画 (前期H17~H21・後期H22~H26)	→				→										
第4期桜川市老人福祉計画 (H21~H23)					→										
桜川市介護保険事業計画(第4期) (H21~H23)					→										
桜川市健康増進計画 (H21~H30)					→										
桜川市特定健康診査等 実施計画 (H20~H24)				→											
桜川市国民健康保険保 健事業実施計画 (H22 ~H24)						→									
桜川市男女共同参画推進プラン (H20~H29)			→												
地域福祉計画 (H23~H28)						→									
茨城県地域福祉支援計画 (H21~25)				→											

第 2 章 桜川市の現状

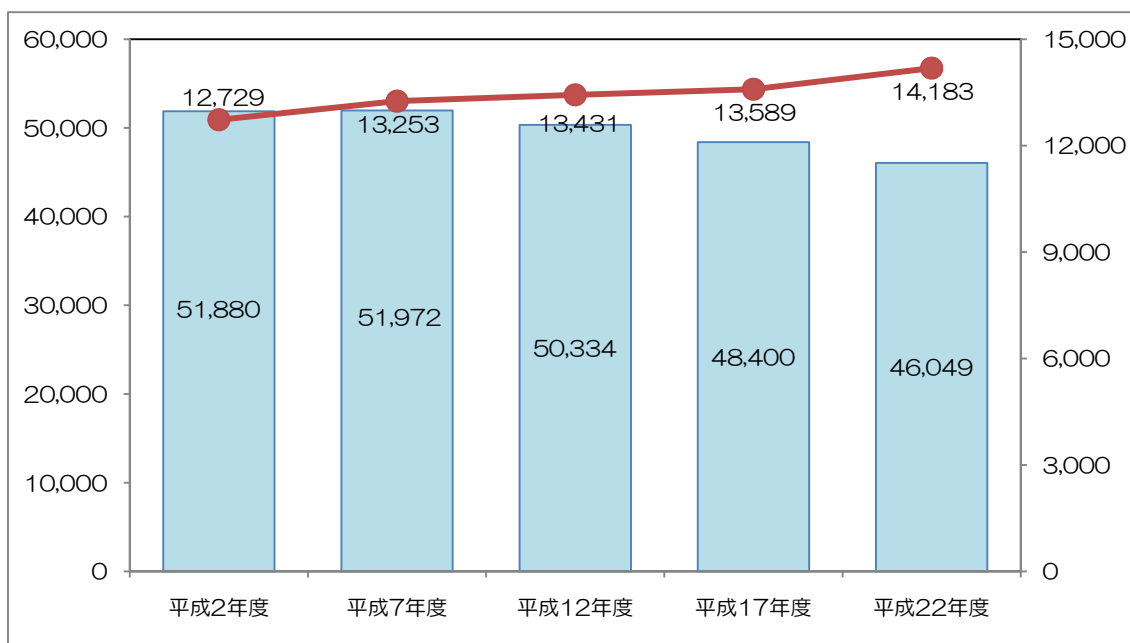
第 2 章 桜川市の現状

第 1 節 桜川市における地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口の推移

国勢調査における桜川市の総人口は、平成 7 年度をピークに減少傾向にあり平成 22 年度には 46,049 人となっています。

一方、世帯数は平成 22 年度に 14,183 世帯と増加していますが、1 世帯当たりの人員は、3.25 人と減少していることから、核家族化、小家族化がすすんでいることがうかがえます。



資料：桜川市第 1 次総合計画(予測数値は総合計画策定時点のもの)

：平成 17 年の《 》内の数字は平成 17 年国勢調査確定値

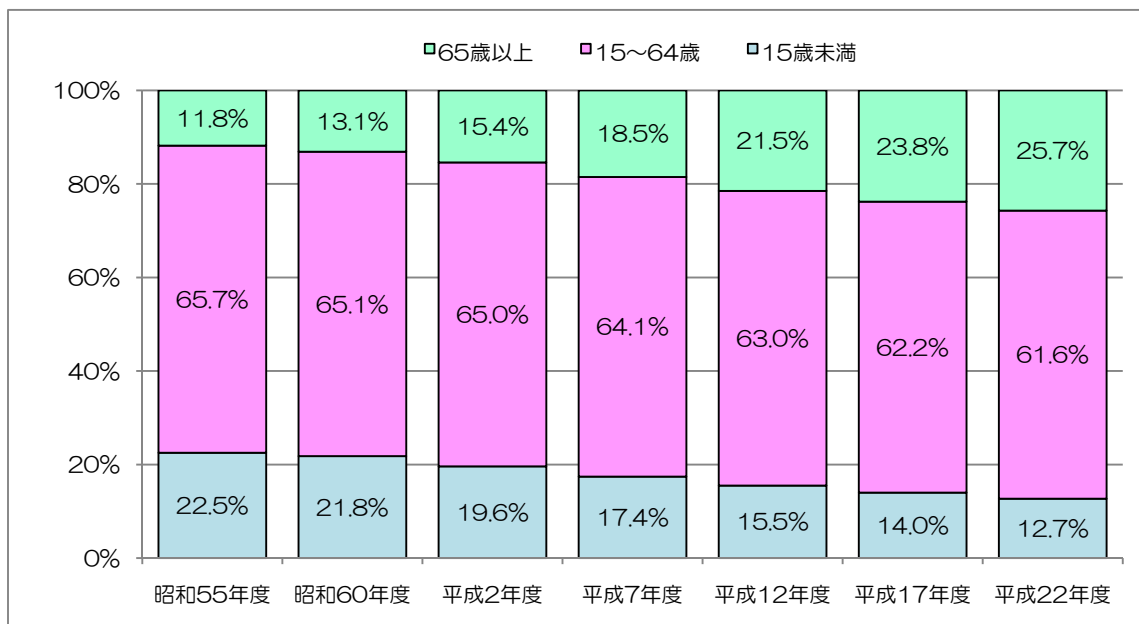
：平成 22 年の《 》内の数字は 2010 年 10 月 1 日常住人口調査より

：岩瀬町・真壁町・大和村 新市建設計画より

※ 本文中のデータについては、本計画発行時に直近のデータに変更されます。

(2) 年齢別人口の割合の推移

年少人口と高齢者人口の構成比の変化をみると、昭和55年では年少人口割合が高齢者人口割合を上回っていましたが、平成7年を境に逆転し、平成22年においては約10ポイント以上の差がみられるなど、少子高齢化の傾向が顕著です。

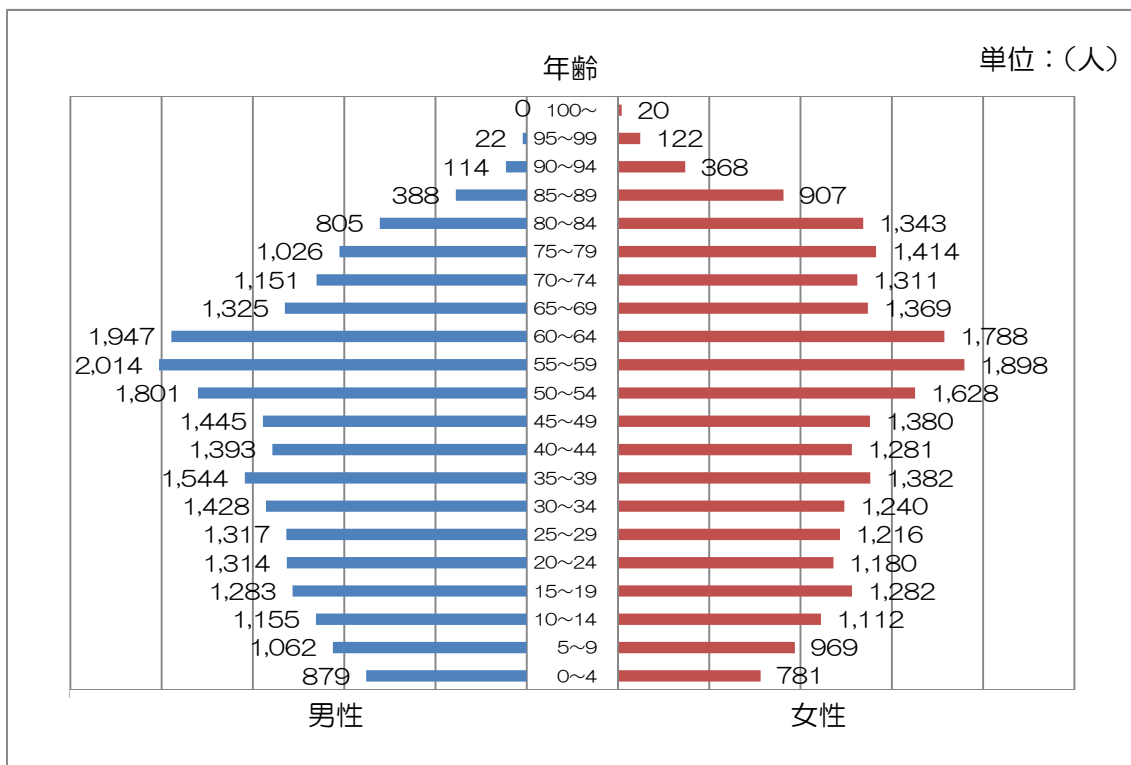


資料：桜川市第1次総合計画(予測数値は総合計画策定時点のもの)
 ：平成17年までの数値は国勢調査確定値より
 ：平成22年数値は2010年9月1日常住人口調査より
 ：岩瀬町・真壁町・大和村 新市建設計画より

※ 本文中のデータについては、本計画発行時に直近のデータに変更されます。

(3) 年齢別人口構成

桜川市の年齢別人口をみると、平成22年10月現在55歳から59歳の人口が最も多く、ついで団塊の世代*といわれる昭和22年から24年生まれを含む60歳から64歳の人口が多くなっています。



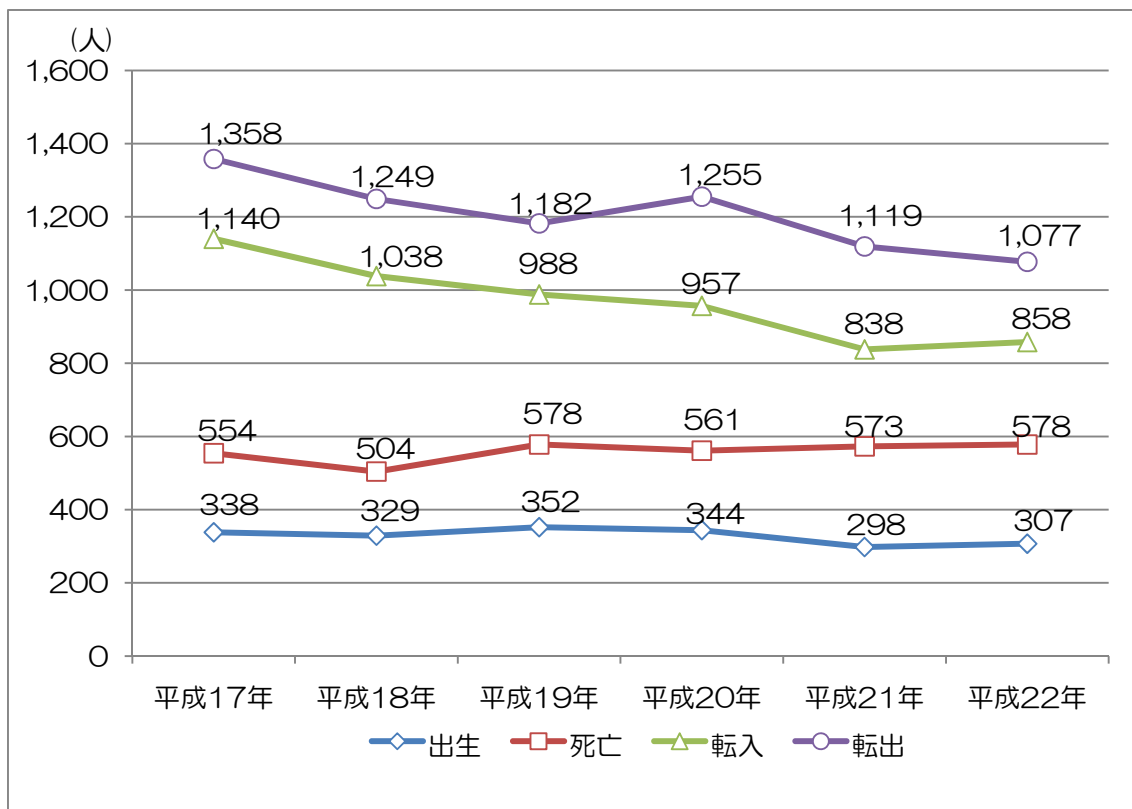
資料：住民基本台帳調平成22年10月1日現在

(4) 人口動態の推移

平成 17 年度以降の人口動態（転入・転出・出生・死亡の推移）をみると、社会動態（転入・転出）の差は、平均で 200 人程度あります。

また、自然動態（出生・死亡）は死亡者数が出生数を上回っており、その差は平成 21 年度以降 270 人程度まで広がっています。

このような動向が、少子化、人口減少にも影響していると考えられます。

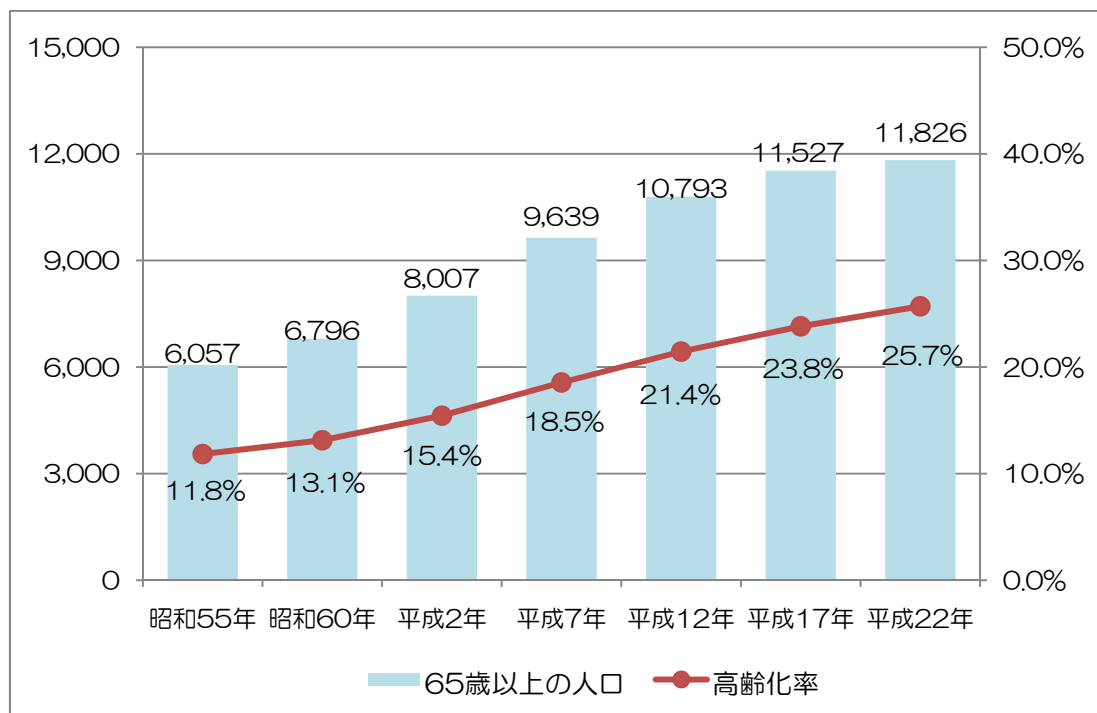


資料：常住人口調査より

(5) 高齢者人口・高齢化率の推移

国勢調査における、桜川市の65歳以上の高齢者数をみると、平成22年度には11,826人、高齢化率は25.7%となっており、高齢者は増加し、高齢化率も高まる傾向がみられます。

このような高齢者人口の推移は、今後も続くと考えられます。



資料：国勢調査各年10月1日

：平成22年度については9月1日常住人口調査より

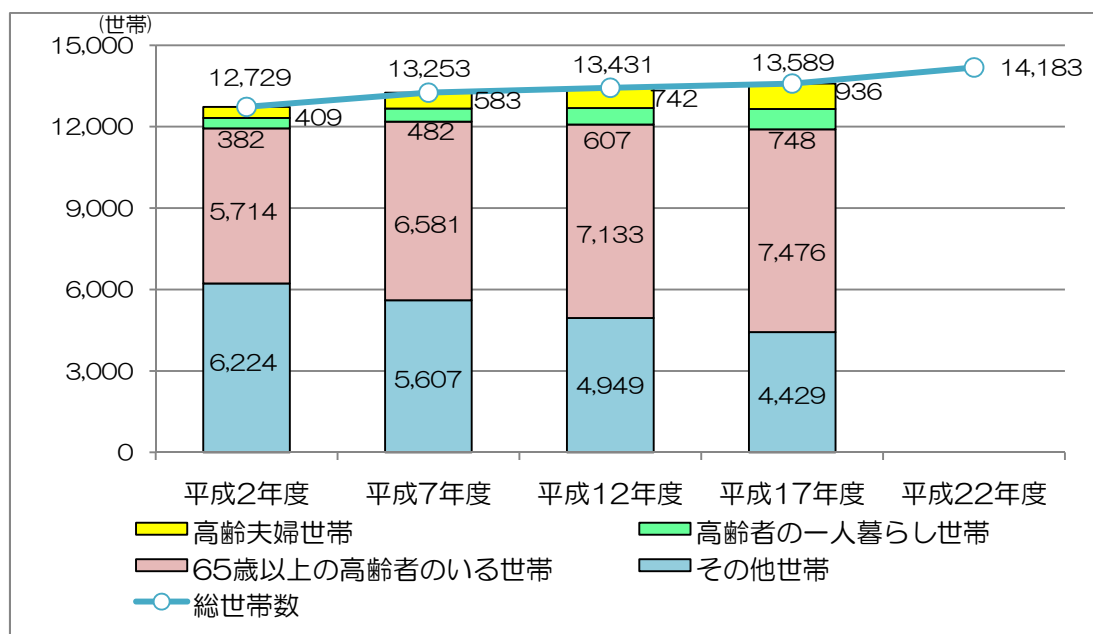
：岩瀬町・真壁町・大和村 新市建設計画より

※ 本文中のデータについては、本計画発行時に直近のデータに変更されます。

(6) 高齢者世帯数の推移

高齢化の進行とともに、65歳以上の高齢者のいる世帯数も増加の傾向にあり、平成17年度には7,476世帯と、一般世帯総数の半数以上(55.0%)を占めています。

また、高齢者の一人暮らし世帯、高齢夫婦世帯についても増加しており、平成17年度には、高齢者の一人暮らし世帯は、748世帯(一般世帯総数の5.5%)、高齢夫婦世帯は、936世帯(一般世帯総数の6.9%)となっています。



資料：国勢調査各年10月1日

：平成22年度については10月1日常住人口調査より

：岩瀬町・真壁町・大和村 新市建設計画より

※ 本文中のデータについては、本計画発行時に直近のデータに変更されます。

第 3 章 基本施策の展開方向

第3章 基本施策の展開方向

1 計画の理念

桜川市第1次総合計画では、「伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市～やすらぎのまち 桜川」をまちの将来像とし、次に掲げる5つの基本政策を定め桜川市のまちづくりを推進しています。

1. 市民と行政による豊かな地域の自治づくり
2. 安心とやすらぎのある健康福祉社会づくり
3. 豊かな心と生きがいを育む教育・文化環境づくり
4. 快適で潤いのある生活環境づくり
5. 魅力と活力のある産業社会づくり

桜川市第1次総合計画の将来像及び基本政策を踏まえ、桜川市地域福祉計画では、

たがいをみとめ愛 支え合う ^{あなた}市民が主役の 福祉のまち

を基本理念として、お互いに助け合い、支え合う地域社会の形成に努めます。

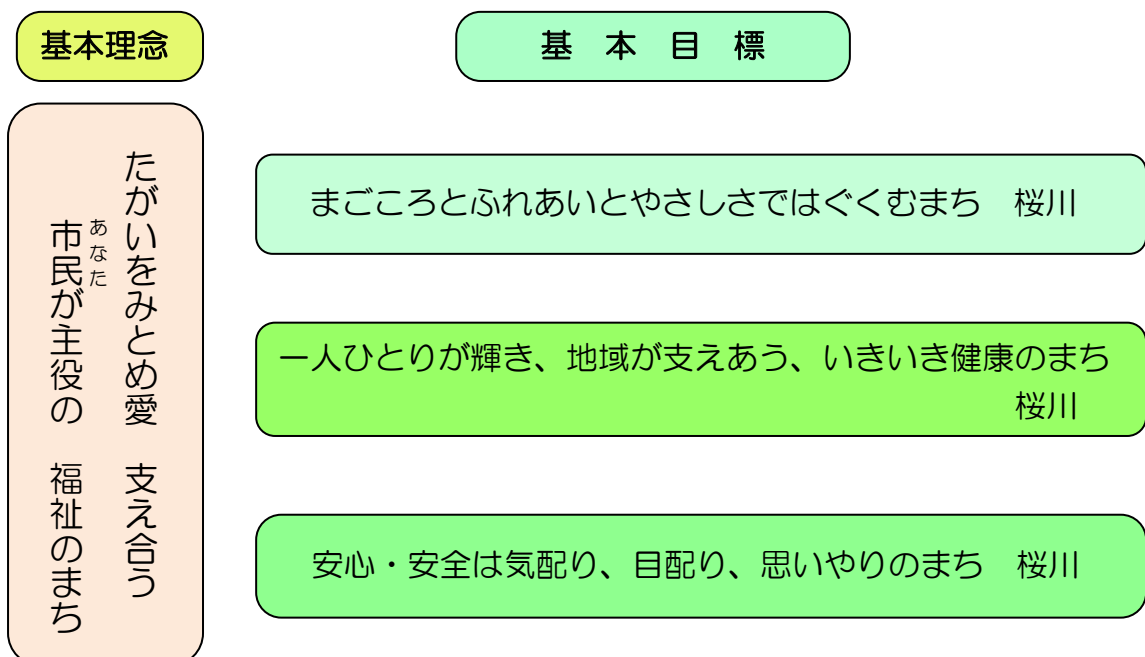
桜川市に住む市民誰もが、障がいの有無や年齢、社会的な地位や経済状況にかかわらず、お互いに個人として尊重し尊重され、認め合い、必要な福祉サービスが受けられるような福祉のまちづくりを進めることが大切です。

そのためには、人と人とのふれあいを大切にし、お互いに助け合い支え合い思いやりやあたたかい愛情のある地域社会をめざしていくことが必要です。

市民・福祉団体・行政等がそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせ、桜川市に住んでよかったと思えるような福祉のまちづくりを推進していくため、支えるのも支えられるのも^{あなた}市民が主役です。

2 計画の基本目標

地域福祉計画の基本理念を実践するために、この計画では次の3つの基本目標をめざし、各種計画の施策・事業との整合を図りながら、次の計画の体系にのっとり、方向性を掲げて展開していきます。



3つの基本目標とは

(1) まごころとふれあいとやさしさではぐくむまち 桜川

地域福祉を推進していくためには、地域住民自らが主体となって積極的に地域の人とふれあい、活動に参加し、地域住民と手を携えて協力しあうことが必要です。それには人のまごころや、助け合い、支え合うやさしさを基本に、いろいろな福祉サービスが個々のニーズに応じて提供できるような体制づくりに取り組みます。

(2) 一人ひとりが輝き、地域が支え合う、いきいき健康のまち 桜川

地域の中には、生まれたばかりの赤ちゃんや子ども、障がいのある人、子育て中の母親や、何人もの子育てを経験した人、豊富な知識・経験のある高齢者等さまざまな人が住んでいます。生活や社会環境の変化等により、個人の価値観も多種多様化しています。

そういう中であって、一人ひとりが自分らしく輝き、地域の中でお互いができることを協力して支え合い、誰もがいきいきと自立して生活できるよう互いに理解し、支援体制の充実や健康づくりの推進を図ります。

(3) 安心・安全は気配り、目配り、思いやりのまち 桜川

ノーマライゼーションの考え方が普及し、誰もが暮らしやすく、社会参加しやすい環境整備が求められています。日頃から気配り、目配り、思いやりの心をもって、環境整備の推進を図り、安心・安全な防災や防犯等への意識の高揚と体制づくりに取り組みます。

地域福祉計画基本理念

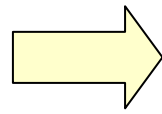
基本目標

基本施策

方向性と展開

桜川市総合計画将来像

伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市
くやすらぎのまち 桜川



たがいをみとめ愛 支え合う 市民が主役の 福祉のまち

あなた

まごころとふれあいとやさしさで
はぐくむまち 桜川

一人ひとりが輝き、地域が支えあ
う、いきいき健康のまち 桜川

安心・安全は気配り、目配り、思
いやりのまち 桜川

地域福祉活動の推進

福祉サービスの利用
の促進

高齢者・障がい者福祉
の推進と自立支援

男女共同参画と子育て
支援の推進

健康づくりの推進

安心・安全の暮らしや
すいまちづくり

生活安全対策の充実

- ・地域が暮らしやすい見守り活動を推進させます
- ・地域福祉を支える団体との連携・協働をすすめます
- ・市社会福祉協議会の機能強化と連携をすすめます
- ・ボランティアや市民活動（NPO）等の設立と活動支援を図ります
- ・福祉にかかる人材の育成をすすめます
- ・地域での学び・遊びの場、機会作りをすすめます

- ・福祉サービスが利用できる仕組みづくりを図ります
- ・福祉サービスの情報提供を充実します
- ・相談窓口を充実します

- ・高齢者の社会参画による生きがいづくりをすすめます
- ・高齢者や障がいのある人の暮らしやすさを推進します
- ・日常生活における自立支援と、成年後見制度の利活用を促進を図ります

- ・男女共同参画を推進します
- ・子育てしやすい地域づくりをすすめます

- ・地域での健康づくりをすすめます

- ・あいさつ運動のまちづくりをすすめます
- ・バリアフリーのまちづくりをすすめます
- ・移動手段の充実を図ります
- ・ユニバーサルデザインの推進に努めます

- ・防犯・安全のための環境整備をすすめます
- ・防災意識を育て、もしもの時に備えるまちづくりをすすめます

第1節 まごころとふれあいとやさしさではぐくむまち 桜川

地域福祉活動の推進

- ・地域が暮らしやすい見守り活動を推進させます
- ・地域福祉を支える団体との連携・協働をすすめます
- ・市社会福祉協議会の機能強化と連携をすすめます
- ・ボランティアや市民活動（NPO）等の設立と活動支援を図ります
- ・福祉にかかる人材の育成をすすめます
- ・地域での学び・遊びの場、機会作りをすすめます

福祉サービスの利用の促進

- ・福祉サービスが利用できる仕組みづくりを図ります
- ・福祉サービスの情報提供を充実します
- ・相談窓口を充実します

要因と趣旨

現代社会は、児童虐待、引きこもり、介護放棄等さまざまな問題が起きています。これらの中には、小さな問題のうち地域で解決することや、地域の人たちの見守りによって防げる問題もあると思われます。

地域にある福祉サービスを適切に利用することで、課題が円滑に解決できることもあります。地域で課題が解決できるというしくみをつくり、地域に潜む課題を発見し、地域住民が自ら相談に訪れることができる体制をつくるのが大切です。

地域福祉推進のためには、住民による地域の理解が不可欠であり、障がいのある人や高齢者等の状況を知り、相互扶助を行いたいと思う気持ちが大切です。

市民意識調査によると、「地域一人ひとりが安心して暮らしていけるようにするためには、地域の人々がもっと地域福祉に関心を持ち、参加できるような環境づくりが大切」「地域の人々が真の信頼関係を持って互いに助け合い協力し合って、毎日の生活ができたらずばらしい」、「地域の人々が協力し合いながら、市民の手でまちづくりをしていく」など地域福祉に対するご意見もあがっています。

一方、同調査のなかで、高齢者や子どもに対する意見などは多くあったものの、障がい者へ対するご意見は少ないものでした。がしかし、障がい者福祉や高齢者福祉等は重要なものとして今後も推進していきます。

また、小・中学生の登下校時における見守り活動についても、PTA・子どもの保護者とボランティアが協力できる範囲を理解しあい、支援していくことが重要です。

地域福祉活動の推進

少子高齢化、核家族化が進行する中で、身近な地域での「新しい支え合い活動」が必要になっています。

市民意識調査での「住み慣れた家や地域で自分らしく暮らしたい」という市民の皆さんの願いをかなえるために、桜川市では地域の皆さんとの協働により様々な取り組みを進めてまいります。さらに、この地域福祉計画を実行性のある計画とするために、桜川市や市社会福祉協議会、福祉に関する個人・団体、地域住民が、サービスの受け手・送り手という考え方を取り払い、「助けあい」「支えあい」の精神のもとで、地域福祉活動の推進を担うことが重要です。

1 地域が暮らしやすい見守り活動を推進させます

現状と課題

一人暮らしの高齢者や、日中一人の時間を過ごすことがある子ども、障がいのある人などが、急に体調が悪くなった場合や急な手助けが必要になった時に備え、日頃から声かけによる見守りができていると安心です。

現在、市では地域包括支援センター※、在宅介護支援センター※などで見守り活動を行っています。

施策の方向性

地域で、どのような人が日頃の見守りが必要なのか、その人たちが必要なものは何かを把握し、地域内の見守り体制を確立します。

なお、援護を必要とする人は、自分の情報を提供することにより、地域で安心した生活を送ることができることを理解し、自分から情報提供していけるような環境をつくります。

また、地域で活動する事業者と協力して、地域巡回で地域の見守り体制を築けるように各関係機関と連携を図りネットワークづくりをすすめます。このために地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターでは連携を密にとりながら、さらに見守り活動を推進します。

2 地域福祉を支える団体との連携・協働をすすめます

現状と課題

地域では、福祉団体やボランティア団体、事業者、企業、医療機関など、各種の組織が多種多様な専門知識や情報を確保し、それぞれ独自の活動を展開しています。

施策の方向性

このような各種の組織が、相互に連携・協働をとりながら、地域の多様化した福祉課題に対して、自分の持っている知識などを提供し効果的に解決に導いていくために、今後さらに各関係機関との連携強化を図ります。

3 市社会福祉協議会の機能強化と連携をすすめます

現状と課題

市社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、地域福祉の推進に取り組んでいます。

地域福祉活動を中心的にすすめる社会福祉協議会の役割は重要であり、その機能を更に充実・強化し、社会福祉協議会の持っている組織力やノウハウを十分にいかし、地域福祉活動が活発に展開できるよう努めていかなければなりません。

施策の方向性

市社会福祉協議会には岩瀬本所と真壁支所があり、桜川市地域包括支援センターとともに、「地域連携」におけるネットワーク体制の充実を図ります。さらにまた、市社会福祉協議会が地域に密着して活動してきた経験や民間組織としての機動性・柔軟性を生かした地域福祉の取り組みを支援します。

市社会福祉協議会による地域福祉活動計画の策定に対して各種の支援や適切なアドバイスを行うとともに、地域の福祉活動が充実していくよう、市社会福祉協議会への支援や指導の強化を図ります。

4 ボランティアや市民活動（NPO※）等の設立と 活動支援を図ります

現状と課題

地域にはさまざまな経験や多様な技術・技能、そして特技をもつ人たちがいます。その人たちが自分の得意とするところを生かし、ボランティア活動をしたいと思っている人、自分にできることがあれば手を貸したい、地域のために何かボランティア活動をしたいと思っている人も、実際にはどう動いたら良いか、何をしたらよいか分からないというのが現状です。

そういう人たちを、ボランティアが必要な人、求めている人のニーズに即したボランティア活動ができるようにすすめていくことが必要です。

また、それぞれに目的を持ったボランティア団体・NPOが、それぞれ独自の活動を展開していますが、多くの住民が活動に参加できるようボランティア団体・NPOの育成や教育、啓発も必要です。

施策の方向性

（１）ボランティア組織の拡充

さまざまな経験や多様な技術・技能、そして特技をもつ人たちが自分の得意とするところをいかし、ボランティア活動を行うことにより、地域社会づくりに参加・貢献できるよう地域のニーズに即したボランティア活動ができるようにすすめます。

また、市社会福祉協議会を中心とした、高齢者や障がいのある人、児童などに対する各種事業等がボランティアにより運営されています。より多くの住民が活動に参加できるよう充実・強化を図っていきます。

なお、ボランティア活動を希望する人が、その内容や対象者について基礎知識を得ることは、トラブルの予防や充実したボランティア活動を行う上で必須条件となりますので、ボランティアの基礎知識などについての教育・啓発活動をすすめます。

（２）ボランティア活動の活性化

ボランティアには、障がいのある人の社会参加を支援するなどの目的を持った団体として活動するもの、特定の事業で広く参加を呼びかけるもの、地域の中にあって地域住民として参加する地域活動など、さまざまな形態があります。ボランティア活動をしたい人や求めている人の情報がそこに行けばわかるボランティアセンターの充実、ボランティア活動をしたい人を育てるための講座やリーダーを育成する研修などとともに、教育の場においても小・中・高校生等のボランティア活動の

支援や教員の研修などを今後とも推進していく必要があります。「ボランティアに参加したい人たち」と「ボランティアを必要としている人たち」の仲立ちをスムーズにするためにボランティアコーディネーター※を養成するなど、市社会福祉協議会ボランティアセンターの一層の充実に向けて支援するとともに、ボランティア団体間の連携や情報交換の場を設け、NPO法人も含めた広範囲な市民活動団体との連携を支援します。

(3) NPO法人への支援

NPO法人は、公的福祉サービスでは補えないさまざまな福祉ニーズに対して、使命感を持ち、柔軟かつ機動的な活動をしています。多様化する福祉ニーズに的確に対応するためには、NPO法人をはじめとする市民活動団体の設立を支援し、行政が協働して地域社会を創っていくことが期待されています。しかし、これらの団体には活動場所や人材、資金などの面で課題もあることから、多様な組織との協働により活動がスムーズにできるように、情報提供や活動拠点などの環境づくりを推進します。

5 福祉にかかる人材の育成をすすめます

現状と課題

地域福祉を推進するためには、地域を理解し地域のために貢献できるしくみや人材育成を図ることが必要です。その人材が組織の任期満了とともになくなってしまいうものではなく、地域福祉の向上に長期にわたり携わる人材となることが重要です。

また、地域が活発になるためには、多くの人々が地域に関心を持ち、活動に積極的に参加できる人を増やす必要があります。

施策の方向性

地域の幸せをはぐくみ福祉の人材づくりとして、地域福祉の推進のためのボランティアやリーダーの人材育成、地域組織の充実などを図り、明日につなげる人材づくりを目指します。

そして、地域には多種多様な人材がいて、あらゆる人々がボランティア活動に気軽に参加できるよう、ボランティア養成講座などを開催し、地域福祉を担う人材育成をすすめていきます。

また、定年退職を迎えた団塊の世代は、地域の中で重要な位置を占められており、

今後その人たちが地域福祉の担い手となって、地域に貢献できる環境づくりをすすめていきます。また、次代を担う子どもに対しても、地域ぐるみで育成していくことが必要であり、その啓発と教育活動の取り組みを支援していきます。

6 地域での学び・遊びの場、機会づくりをすすめます

現状と課題

少子高齢化や核家族化が進み、地域社会での交流が少なくなってきており、同時に思いやりやいたわりといった相手を思うところをはぐくむ機会が少なくなってきています。こうしたところをはぐくむのには、幼児期の親子や家族のふれあいに始まり、地域の中での遊びや社会体験、年齢を問わず多世代間の交流を図るふれあいの場づくりが必要です。

また、地域住民がいつでも立ち寄れ、話し合いや情報交換ができる場所や機会を持つことにより、隣近所の生活の様子の変化に気づいたり、生活の課題を共有し見守りや助け合い等解決に向けた活動にもつながります。

施策の方向性

地域の中で既存の施設や福祉施設を活用して市民相互の学び・遊び・ふれあいができる機会や場を設けたり、誰もが気軽に立ち寄れる場所の確保に努めます。

イラストまたは写真

福祉サービスの利用の促進

少子高齢化、家族形態の変化により、住民の福祉サービスに対するニーズも複雑多様化するなかで、現在、公的や民間のサービスについては、さまざまな機関で各種の福祉サービスが実施されています。

誰もが地域の中で、自立し安心した生活を送るためには、一人ひとりにあった適切な福祉サービスが受けられるよう情報の提供と相談窓口の充実が大切です。

福祉サービスに関する情報の入手については、市民意識調査では、「広報さくらがわ」や「市役所へ相談」という回答が多く寄せられましたが、今後もいろいろな媒体を活用し情報提供の充実に努めていく必要があります。

桜川市の相談窓口としては、障がいのある人、高齢者・介護、子育て、生活困窮者、こころや健康相談について、福祉・保健・医療の各分野で個別の相談を実施していますが、各分野の連携はもとより、地域や他機関・施設等の連携を図って、その人に対応した福祉サービスの支援に努めています。

今後も、福祉サービスの適切な利用が促進されるよう福祉従事者の専門性の向上や利用しやすい体制の充実を図っていきます。

イラストまたは写真

1 福祉サービスが利用できる仕組みづくりを図ります

現状と課題

誰もが地域の中で安心した生活を送るためには、さまざまな福祉サービスを適切に選択することが大切です。現在、公的サービスや民間のサービス、住民参加型や、さまざまな機関で各種の福祉サービスを利用することができます。

利用者が安心して利用できるサービス、利用者が必要としている適切なサービスを提供するために、住民、専門家等を交えたより総合的な取り組みが必要となってきました。

施策の方向性

誰もが、自分に適した福祉サービスを上手に活用し、快適な地域生活が送れるよう適切な情報提供を図り、福祉サービスの利用促進をすすめます。

福祉サービスを利用している人の中には、サービス内容に不満を抱くこともありますので、苦情に対処できる体制を整え、福祉サービスが適正に提供されるよう各関係機関と連携を図りながら、評価体制を強化します。

また、自己の責任で権利を主張することや金銭管理が難しい認知症^{*}の高齢者などが、地域で自立して暮らせるよう、自立支援と成年後見制度^{*}の普及・啓発を図ります。

2 福祉サービスの情報提供を充実します

現状と課題

いつでもどこでもだれもが個々の状況に応じた適切な福祉サービスを利用するためには、その情報がいつでも手軽に入手できるようにする必要があります。

必要な情報については、社会福祉事業者や医療機関等においても、分かりやすく提供することが求められており、市民も情報収集の意識を高め、積極的に活用することが求められます。

施策の方向性

桜川市では、保健、福祉、医療に関する総合的な情報を分かりやすい手段を用いて提供するとともに、必要な情報が必要としている方に伝わる情報伝達経路についても検討します。

また、既存の施設を活用して市民相互の情報交換の機会や場を設けたり、身近な場所で必要な情報が得られるようにします。

3 相談窓口を充実します

現状と課題

地域で生活する人が抱える課題を、地域で相談、解決できたら、心強いものです。

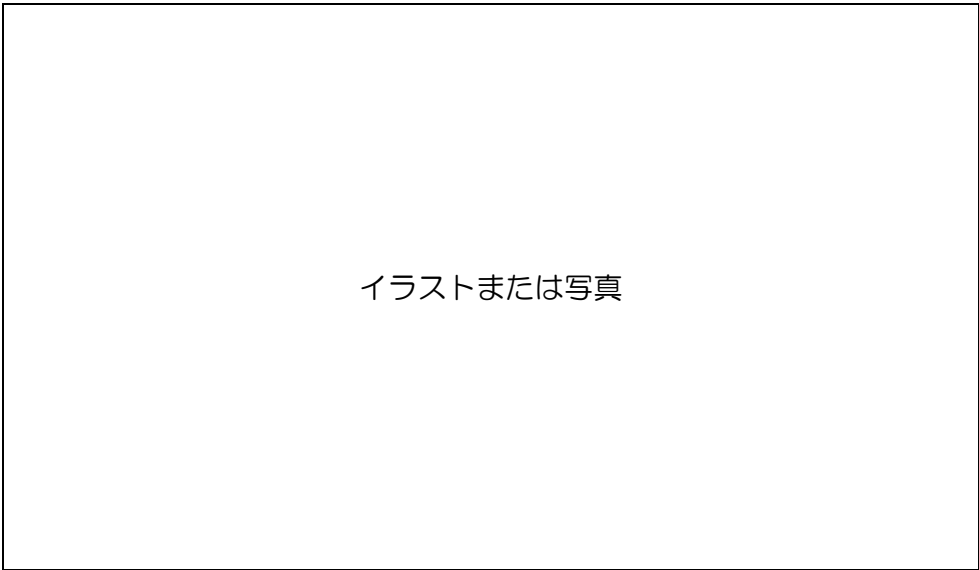
桜川市の地域包括支援センターでは専門職である保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士が、総合相談に当たっています。また、在宅介護支援センター等で高齢者の相談にあたっています。

施策の方向性

地域における相談支援については、身近な場所で相談でき、親しみやすさもありますので、地域拠点による相談体制づくりをすすめます。

また、行政やサービス提供機関における相談窓口では、福祉ニーズの多様化に伴

いさまざまな苦情や相談を受け付け、迅速かつ適切に対応できるよう、地域や各関係機関と連携を図りながら、更なる相談体制の充実を図り、市民サービスの向上に努めていきます。



イラストまたは写真

第2節 一人ひとりが輝き、地域が支えあう、いきいき健康のまち 桜川

高齢者・障がい者福祉の推進と自立支援

- ・高齢者の社会参画による生きがいづくりをすすめます
- ・高齢者や障がいのある人の暮らしやすさを推進します
- ・日常生活における自立支援と、成年後見制度の利活用の促進を図ります

男女共同参画と子育て支援の推進

- ・男女共同参画を推進します
- ・子育てしやすい地域づくりをすすめます

健康づくりの推進

- ・地域での健康づくりをすすめます

要因と趣旨

桜川市の人口は減少するなかにあって、高齢者比率は高まっています。さらに、ひとり暮らし高齢者の増加が予測されます。また、核家族化、少子化、高齢者のみの世帯の増加等福祉を取り巻く環境の変化によって、家庭における介護力が低下しています。

平成12年度から介護保険制度*が開始され、老後における介護の不安に応えるシステムとして定着していますが、また、介護者からは施設への入所志向が高くなっています。

一方、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯において、介護が必要になっても、多くの高齢者はできる限り住み慣れた地区で生活したいと希望しており、在宅生活を継続するためには、支援策の一層の整備が必要となっています。

障がいのある人は年々増加傾向にあり、地域での在宅生活を送るうえでの支援が求められています。障がいの重複化・重度化、介護者の高齢化など家庭環境が変化しており、地域における支援体制の充実や理解の浸透が期待されています。

あらゆる場面で、男女共同参画の推進が今後の社会の発展に不可欠であることが指摘されており、「男女共同参画」は、女性も男性も性別にかかわらず、誰もがそ


の人らしいのびやかに生きられる社会を目指しています。「男女共同参画」は、子育てや介護の分野においても、少子・高齢社会を迎えつつある現在、社会の重要な課題の一つとなっております。1999年6月に男女共同参画社会基本法が施行され、行政をはじめとしてさまざまなところでこの問題に取り組んでいます。

また、子どもを取り巻く環境の変化により、出産・子育てに悩む親が増えていることから、地域の中で安心して子どもを産み育てるための環境の整備を推進することも大切です。出生率の低下により子どもが減少する中、核家族化や女性の社会進出などによる保育に対する要望が多様化しています。乳児保育・延長保育の充実とともに、子育てに悩む母親への支援が必要となっております。

市民の皆さんが住み慣れた家庭や地域の中で、「安心して暮らすこと・元気で健康に暮らすこと」は、幸福な生活を送るための基礎であり、市民一人ひとりが健康で思いやりをもって生活することが、地域福祉をすすめるためには不可欠な要素となります。

そこで、市民一人ひとりが健康づくりの大切さを認識し、日常的に地域全体で良い生活習慣を实践しようとする機運を盛り上げるとともに、それぞれが支え合う環境づくりを推進することが重要です。

さらに、高齢者や障がいのある人が、地域で誇りと生きがいを持ち、元気で暮らすことができるように、環境づくり・社会づくりに積極的に参画するための取り組みを推進することが大切です。



イラストまたは写真

高齢者・障がい者福祉 の推進と自立支援

高齢者福祉は、高齢者が長年にわたって社会の進展に寄与してきた方々であるとともに、豊富な知識と経験を有していることから敬愛され、生きがいを持って健康で安心した生活を送ることが出来るよう、社会全体で支えていくことを目的に「老人福祉法」に基づいて進展してきました。

桜川市においては、平成20年度に「地域包括支援センター」を開設し、介護予防の取り組みが、現在進められています。この「地域包括支援センター」では、今後とも、高齢者それぞれの状態に応じて必要な援助・支援を包括的・継続的に提供していきます。

また、団塊の世代の人々が定年の時期を迎え、今後の暮らし方や生きがいづくりなど、どのように過ごしていくかが課題となります。心身ともに健康であるためには、地域での見守り支援や支えあい、地域社会とのつながりを持つことのほかに、仕事や趣味を通じて社会参加が出来、生きがいを持つことが重要であることから、これらのことに重点を置いた取り組みが今後も求められます。

これまで、我が国における障がい者に対する福祉サービスは、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者福祉法などの障がい別に定められた法律によって、それぞれに整備・拡充が図られてきました。障がい者施策・制度の基本となっている「障害者基本法」は、平成5年にそれまでの「心身障害者対策基本法」が改正され、障害のある人の自立及び社会参加のための支援を総合的に推進することが目的として定められた法律です。さらに平成16年の法改正では、障害を理由とする差別禁止などの規定が盛り込まれるとともに、都道府県・市町村の障害者計画の策定が義務付けられ、桜川市においても、「桜川市障害者計画」を平成20年に策定し、障がい者に対する支援をすすめています。

1 高齢者の社会参画による生きがいつくりをすすめます

現状と課題

高齢者数が増加しているなかで、援護を必要としている高齢者が増えている反面、病気や障がいもなく元気に生活している高齢者もたくさんいます。

高齢者が住みなれた地域で自立した生活が続けられるよう介護保険制度の浸透とともに、各種サービスの充実が図られてきましたが、高齢者の豊かな経験と知識を地域社会のさまざまなニーズに生かしながら、高齢者の生きがいつくりを支援することが求められています。

施策の方向性

充実した老後を過ごすためさまざまな活動に高齢者が参加していけるよう、高齢者の能力や趣向に応じた学習や社会活動の機会・場づくり、情報を提供し、生きがいのある健康的な生活を送ることができるよう支援していきます。

例えば、生きがいつくりの一環として、シルバー人材センターと連携した就労支援や高齢者を支援するボランティア、NPO団体などの活動に積極的に参加するための啓発活動等を推進します。

2 高齢者や障がいのある人の暮らしやすさを推進します

現状と課題

高齢者や障がいのある人が、豊かで活力ある生活を送るためには、社会参画の機会を持ち、充実した毎日を過ごすことが大切です。

桜川市では高齢化が進んでおり、平成37年には市民の約3人に1人が65歳以上の高齢者になることが予測されています。

また、近年の障がいのある人を取り巻く状況においても、障がいのある人やその介助者の高齢化が進み、障がいのある人の数も年々増加して、障がいの重度・重複化、多様化が進んできています。そして、障がいのある人自身による自立した生活と社会参加への意欲も高まってきています。

障がいのある人の地域生活における自立を支援し、障がいのある人もない人も地域でともに生きるノーマライゼーション社会を実現していくためには、障がいのある人にとっての「バリア(障壁)」をなくしていくとともに、市民のいっそうの理解が不可欠です。

障がいのある人々にとって、外見からは分りにくい障がい（内部障がいや精神障がいなど）もあるため、一般の方から誤解を受けることがあつたりします。

桜川市では、高齢者が地域社会で自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスや各種高齢者福祉サービスの充実に努めています。

また、障がいのある人に対する各種施策を展開していますが、今後は、より地域の実情に応じた柔軟な支援策の展開が課題となってきます。

施策の方向性

桜川市では、高齢者や障がいのある人に対する理解を進めるための広報・啓発活動をはじめ、地域福祉活動への市民参加の促進、小学校・中学校における交流教育や福祉施設との交流、高校でのボランティア活動への支援などを行っています。

高齢者になっても健全な生活習慣を営むことが重要となります。そのため地域包括支援センターにおいては、要介護となるリスクが高い高齢者を発見・支援する介護予防事業をすすめます。さらに、介護保険制度の適切な運営に努め、高齢者への必要な介護保険サービスの確保と、在宅での生活を継続していくための生活支援サービスを提供しています。

また、高齢者、障がいのある人の就労を支援し、社会参加を促進することで、自立した生活が継続できるよう支援していきます。

3 日常生活における自立支援と、成年後見制度の利活用の 促進を図ります

現状と課題

認知症や知的障がい、精神障がい等のため、判断能力が十分でない方が自立した地域生活を営めるように人権の尊重や財産を守っていく支援が必要です。その背景には、これらの人々の消費者被害、財産権の侵害、身体的・人格的虐待の問題などがあります。

これらの人々のさまざまな権利を擁護する制度として、日常生活自立支援事業があり、認知症や知的障がい、精神障がい等のため、判断能力が十分でない方が自立した地域生活を営めるよう、福祉サービスの手続きや日常の金銭管理の援助を行うなど、在宅の生活を支援しています。

このほか、判断能力が十分でない方が、不動産や預貯金等の財産管理を行う場合や身のまわりの世話のために介護サービス等の契約を結ぶ場合などに、本人の権利を守る援助者の選任を家庭裁判所に申し立てる成年後見制度や、契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときに備えようとする場合のための任意後見制度があり、桜川市では地域包括支援センターが地域で説明会を開き、啓発や相談に応じています。

施策の方向性

これらの人々に対する理解を深めるため、住民や利用者への周知方法を検討し、的確な情報提供ができるよう努めます。

また、関係機関との連携協力のもと、日常生活自立支援事業と成年後見制度の利活用を推進し、判断能力が十分でない方の権利と尊厳を守れるよう支援していきます。また、地域包括支援センターでは事業や制度を地域へ啓発することに努め、援助者の支援をすすめていきます。

男女共同参画と子育て支援の推進

現在、私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化、家族・地域社会の変化など大きな変革と転換期を迎えています。

このような変化に柔軟かつ的確に対応するためには、男女が、社会の対等な構成員として互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が求められています。

桜川市に誇りを持ち、地域の人々がまちづくりの主人公になれるまちを、市民・事業者・行政が一体になって創り育てるためには、社会のあらゆる分野への男女共同参画が必要な条件となります。

一方、子育て支援対策においては、国の『次世代育成支援対策推進法』に基づき、平成17年度（2005年度）から10年間を計画期間とし、桜川市においても次世代育成支援行動計画が策定されました。

同計画の初年度である平成17年は合計特殊出生率^{*}1.26と過去最低となり、翌年の平成18年に1.32とわずかながら回復したものの、依然として少子化の傾向は続いています。

また、この間、平成19年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針」、「子どもと家庭を応援する日本重点戦略」、平成20年には、「新待機児童ゼロ作戦」、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」などが示され少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換が望まれているところです。

これらの新たな少子化対策の方向性や前期5カ年の桜川市次世代育成支援行動計画の進捗状況・達成状況、計画策定後の新規事業や制度の改正状況などを踏まえ、「女性の就業率の上昇を含めた中長期的な需要動向を勘案した上でのサービス必要量を見込んだ計画的基盤整備」や「利用者の視点にたった点検・評価」など新たな視点にたった後期5カ年の桜川市次世代育成支援行動計画を平成22年3月に策定しました。

子どもを安心して産み育てる環境づくりとともに地域特性を活かしながら、多様な子育てニーズに対応した総合的な子育て支援をすすめていきます。

1 男女共同参画を推進します

現状と課題

『個人の尊重、法の下での平等』が憲法にうたわれ、男女平等や互いの人権を尊重するさまざまな取り組みが行われてきました。男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備されてきていますが、社会の慣習やしきたりについては、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているのが現状です。

桜川市では、平成 19 年度に「桜川市男女共同参画推進プラン」を策定し、市民の目線に立った男女共同参画の計画的かつ総合的な施策を推進しています。

施策の方向性

市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、主体的に行動していくことが大切であり、そのための意識啓発や教育・学習の充実を図っていきます。

また、個人の尊厳を重んじる観点から、男女間におけるあらゆる暴力の根絶やメディアにおける人権侵害防止への配慮も重要な課題であり、そのための総合的な取り組みを推進します。男性と女性が人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

イラストまたは写真

2 子育てしやすい地域づくりをすすめます

現状と課題

子どもは、未来を担う希望の光です。すべての子どもが幸せを感じ、豊かな人間性を形成できる環境を築くことは、とても重要なことです。子どもたちを地域全体で見守り、はぐくんでいかなければなりません。

また、これから親となる若い世代が、子育ての楽しさを感じ、結婚や出産、子育てに夢や希望を持てるようにしていくことも大切です。

反面、社会構造の変化や核家族化の進行により、子どもを巻き込んだ犯罪等の増加に加え、いじめ、不登校、引きこもり、問題行動、児童虐待などが大きな社会問題になるなど、子どもを安全に、健やかに育てられる環境の整備が課題となっています。

施策の方向性

子どもを安心して産み、子育てを大きな喜びとして実感できるような環境づくりを推進していきます。

子どもを育てる地域環境では、公園や道路を整えるとともに、空き地や草むらなど、子どもの視線に立った危険な場所を把握し、子どもにやさしい環境の整備をすすめていきます。

最も身近な子育て支援の拠点となる学校、保育所、幼稚園では、親子や地域の人たちとの交流を図り、民間企業等と連携を強化し、地域ぐるみの子育て支援や身守り等に取り組んでいきます。

桜川市としても乳児保育・延長保育等の保育体制を充実させるとともに、子育て支援センター^{*}や学童保育クラブなどの子育て支援事業を促進し、児童相談体制の整備にも努めていきます。

さらに、行政だけでは生き届かないきめ細かな子育て支援策の充実を図るため、高齢者や子育て経験者の知識と経験を活用し、地域住民やボランティア団体及び企業と協働して実現をめざしていきます。

健康づくりの推進

住み慣れた家庭や地域の中で、全ての市民が生涯にわたって、健康でいきいきと安心して暮らすことは、幸福な生活を送るための基本です。

健康福祉社会づくりの実現を目指すためには、市民、地域（社会資源）、行政が連携し、市民が主体的に「自分の健康は自分で守る」という強い意識を持ち、自らの健康管理、体力づくりに取り組むことが大切です。

イラストまたは写真

1 地域での健康づくりをすすめます

現状と課題

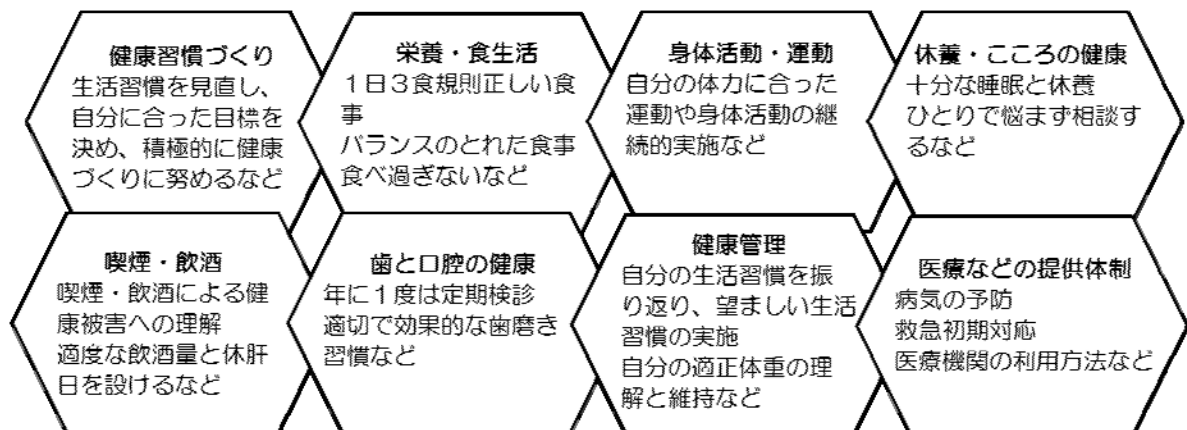
市民の健康意識は、男女とも9割の人が健康であるという高い意識を持っております。しかし、特に脳卒中、高血圧、糖尿病、心疾患、がんなどの生活習慣病が増加しています。

また、仕事や人間関係、経済的な問題などにより、ストレスを感じている人がいます。そこで、生涯にわたって、健康の維持、増進を図るためには、市民一人ひとりが健康に対する目標をもち、食生活や運動などの生活習慣を見直し、疾病の予防を図ることが大切です。また、こころの健康を維持するためには、適切な休養、各自にあったストレスの解消方法を身につけ、こころの健康を保つことが重要です。

施策の方向性

健康づくりの8つの分野での目標をかかげ、積極的に取り組みを推進します。

市民の健康づくりと生活習慣病予防のための取り組み



第3節 安心・安全は気配り、目配り、思いやりのまち 桜川

安心・安全の暮らしやすいまちづくり

- ・あいさつ運動のまちづくりをすすめます
- ・バリアフリーのまちづくりをすすめます
- ・移動手段の充実を図ります
- ・ユニバーサルデザインの推進に努めます

生活安全対策の充実

- ・防犯・安全のための環境整備をすすめます
- ・防災意識を育ててもしもの時に備えるまちづくりをすすめます

要因と趣旨

地域での自立生活を実現するためには、安全に、安心して生活できる環境を実現することが必要です。特に、子どもや高齢者、障がいのある人などは、生活をする中で、一般住民と比べて安心・安全確保のためにさまざまな支援が必要と考えられます。防犯・防災対策の充実をはじめ、緊急時への対策、ユニバーサルデザイン^{*}、安心して生活できる住宅対策など、生活全般にわたる支援策の充実が必要です。

イラストまたは写真

安心・安全の暮らしやすいまちづくり

ノーマライゼーションの考え方を基本に、安全で誰もが暮らしやすく、社会参加がしやすい環境整備が必要です。公共施設においては、バリアフリー*やユニバーサルデザイン化の推進、歩行者や通学時の安全のための歩道の整備などが求められています。また、公共交通の移動に関しては、平成20年度からデマンド交通システムを導入し、障がいのある人には福祉タクシー*の利用助成や、在宅介護や重度障がいのある人の住宅改修の支援等も推進しています。

住民誰もが地域の中で安心して自立した生活を送るためには、公的な機関の施設の基盤整備の充実を図るとともに、市社会福祉協議会をはじめ民間の事業所や、関係機関の連携と、地域の見守りや、ボランティアの支援、ノーマライゼーションの意識の高揚と住民の理解が大切です。

1 あいさつ運動のまちづくりをすすめます

現状と課題

生活スタイルの変化に伴い、近所とのつながりが少なくなっています。近所とのつながりが希薄になるにつれ、緊急時に助けあえない、日常生活で困っていることに手助けを求められないなどの弊害が生じてきています。

施策の方向性

地域のコミュニケーションを深めていくために、地域での声かけやあいさつ運動を積極的に展開します。

声かけやあいさつを日常的に行うことにより、顔見知りをつくり、人との交流が深まることにより、人を思いやり、助けあえる地域の実現を目指します。

また、事業者やボランティア団体も積極的に地域の人々と関わりをもち、地域との交流を深めていくことが重要となりますので、声かけやあいさつ運動の啓発をすすめていきます。

2 バリアフリーのまちづくりをすすめます

現状と課題

地域の中で積極的に社会参加していく上で、建物や道路の段差などは、障がいのある人だけでなく、ベビーカーの親子や高齢者、一般市民にとっても外出や活動の大きな妨げになります。

また、視覚障がい、聴覚障がいのある人にとっては、他人とのコミュニケーションや必要な情報を入手することは容易でないことから、情報のバリアを取り除く支援が必要です。

施策の方向性

年齢や性別、障がいの有無に関わらず個人の意思と能力に応じて地域の中で安心して暮らし、さまざまな活動に自由に参加することができるよう、生活環境の整備や制度、慣習などの見直しや情報面のバリアフリー化も含め、誰もが住みよいまちづくりに取り組めるよう推進していきます。

例えば安全で利用しやすい住宅や道路環境のバリアフリー化、車イス専用駐車場の設置等に努めます。

3 移動手段の充実を図ります

現状と課題

少子高齢社会にあって、いわゆる交通弱者と呼ばれる人々の日常的な買い物や病院等への通院、市役所や福祉センターなどの公共施設への移動手段を確保することは、地域での自立生活を支えるための重要な要素です。一方、公共交通利用者が減少していることから、公共交通の維持・利用促進が求められていますので、利用者の利用状況や民間事業者の意見等を踏まえた対策が必要となっています。

施策の方向性

少子高齢社会における交通弱者の移動手段については、公共交通の維持・利用促進を図っていくほか、現在運行している乗り合い型のデマンドタクシーの利用方法等の周知を図っていきます。

【デマンドタクシーについて】

桜川市では新たな交通サービスとして、平成20年4月1日から「桜川市デマンド型乗合タクシー」を運行しています。このサービスは、交通手段に不便をきたしている人に、自宅や指定場所から目的地（戸口から戸口）まで、乗り合いタクシーによる送迎サービスを提供するものです。

4 ユニバーサルデザインの推進に努めます

現状と課題

年齢や性別、障がいの有無に関係なく、個人の意思と能力に応じて、地域の中で誰もが安心して暮らしていくためには、ユニバーサルデザインを活かしたまちづくりへの取り組みが必要となっています。

公共施設や道路等や公共交通機関に対し、誰もが快適に利用できる、ユニバーサルデザインによるまちづくりが求められています。

施策の方向性

誰もが利用しやすいという観点から地域の生活環境を地域住民の手で点検してもらい、改善について話しあい、さらにそれらをどのように維持管理していくのか住民とともに検討していきます。

今後、建築物や公共交通機関、道路等を利用するにあたり、初めから誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、利用しやすい公共施設などの整備を推進していきます。

生活安全対策の充実

誰もが、安心・安全な暮らしが営めるように、平常時から災害時まで地域で共に助けあい、支えあう体制を充実させ、住みよい社会環境・生活環境を整備することが必要です。

安全で住みよいまちづくりを進めるためには「地域の安全は地域で守る」という観点から、被害者となりやすい子どもたちや高齢者を守ることなどは、地域ぐるみでの取り組みが必要です。

また、近年多発する自然災害においても、自力での移動が困難な高齢者や障がい者などのいわゆる「災害時要援護者」が被害に遭うことが多くなっています。こうした災害時要援護者が安全に避難するためには、自らの災害への備えや避難場所の周知、防災訓練等行政の取り組みもすすめていますが、何より大切なのは、各地域における災害時の助け合いです。そのため、平常時から災害時に避難が困難な高齢者や障がい者等の実態を把握するとともに、災害時に地域の支援で無事に避難できる体制づくりをすすめます。

1 防犯・安全のための環境整備をすすめます

現状と課題

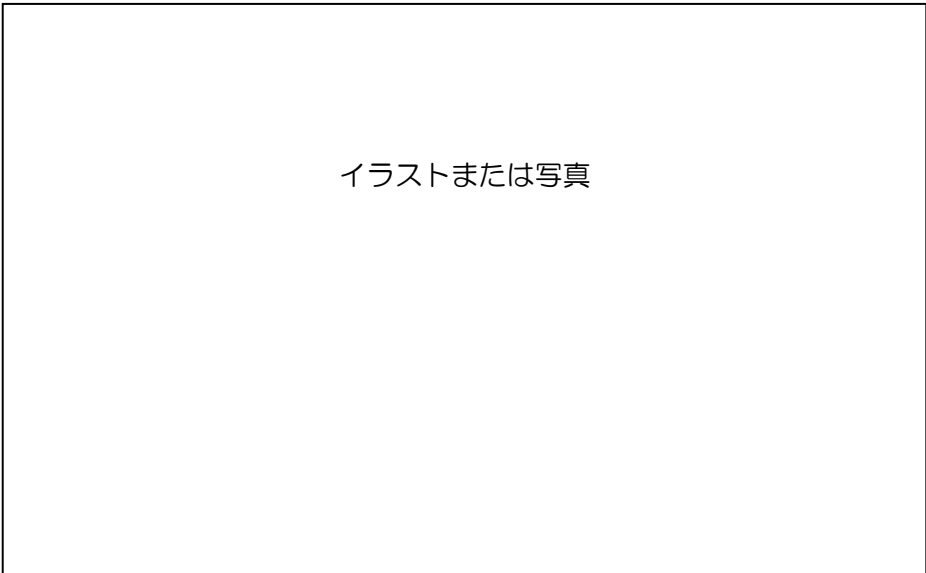
現在、桜川市では、各地区で登下校時の見守り活動がPTAや地域のボランティアの協力により展開されています。この活動が今後も続くためには、小・中学生にとって通学路のどこが危険なのか、子どもの目や犯罪者の心理に基づいた地域の把握が必要であり、地図づくりもひとつの手段です。その上で、危険箇所にボランティアを配置することや、そのボランティアの重要性を子どもやその親に充分に理解していただくことが重要です。そのような危険箇所の把握が効率的にできるような体制をつくります。

施策の方向性

小・中学生を狙った犯罪や、交通事故が起きやすい場所などをあらかじめ把握し、その場所の注意を促すことで、小・中学生が登下校時に危険にあわないような地域づくりをすすめます。

防犯・防災対策の充実のため、生活課題を有する人に配慮した防犯・防災対策の充実を図り、安心して生活できる地域環境の実現に努めます。

一人暮らしの高齢者などに対する緊急通報装置や、防災無線の利活用をさらに拡充し、緊急時の安心なサービスの充実を図ります。



イラストまたは写真

2 防災意識を育て、もしもの時に備えるまちづくりをすすめます

現状と課題

災害に強いまちづくりをすすめるため、災害時に市民一人ひとりが適切な行動がとれるよう、日頃からの防災に対する心構えを醸成し、災害が発生した際には、住民が一丸となって、安否確認や避難生活をするのが大切です。高齢者や障がいのある人、子どもなど、必要な情報を的確に把握し、一人で安全に避難することが難しい人に対応できる体制づくりをすすめるなければなりません。

施策の方向性

自主防災活動と連携し、安否確認が必要な人のデータベース（ハザード・マップや災害時等要援護者管理台帳等）の作成や、昼夜を問わず災害が起きた場合の住民による協力体制を、防災訓練などを通じて確立していきます。

また、地域の避難場所が、地域住民誰もが安心して過ごせる構造になっているか、避難路は災害が起きても誰もが安全に避難できるかなど、住民の目で確かめ、避難路の妨げになるものや、耐震上問題になるものなど実際に点検活動を行い、どう改善していくか地域の意見として、各関係機関に整備の推進を働きかけができるような体制づくりをすすめます。

第 4 章 計画の推進のために

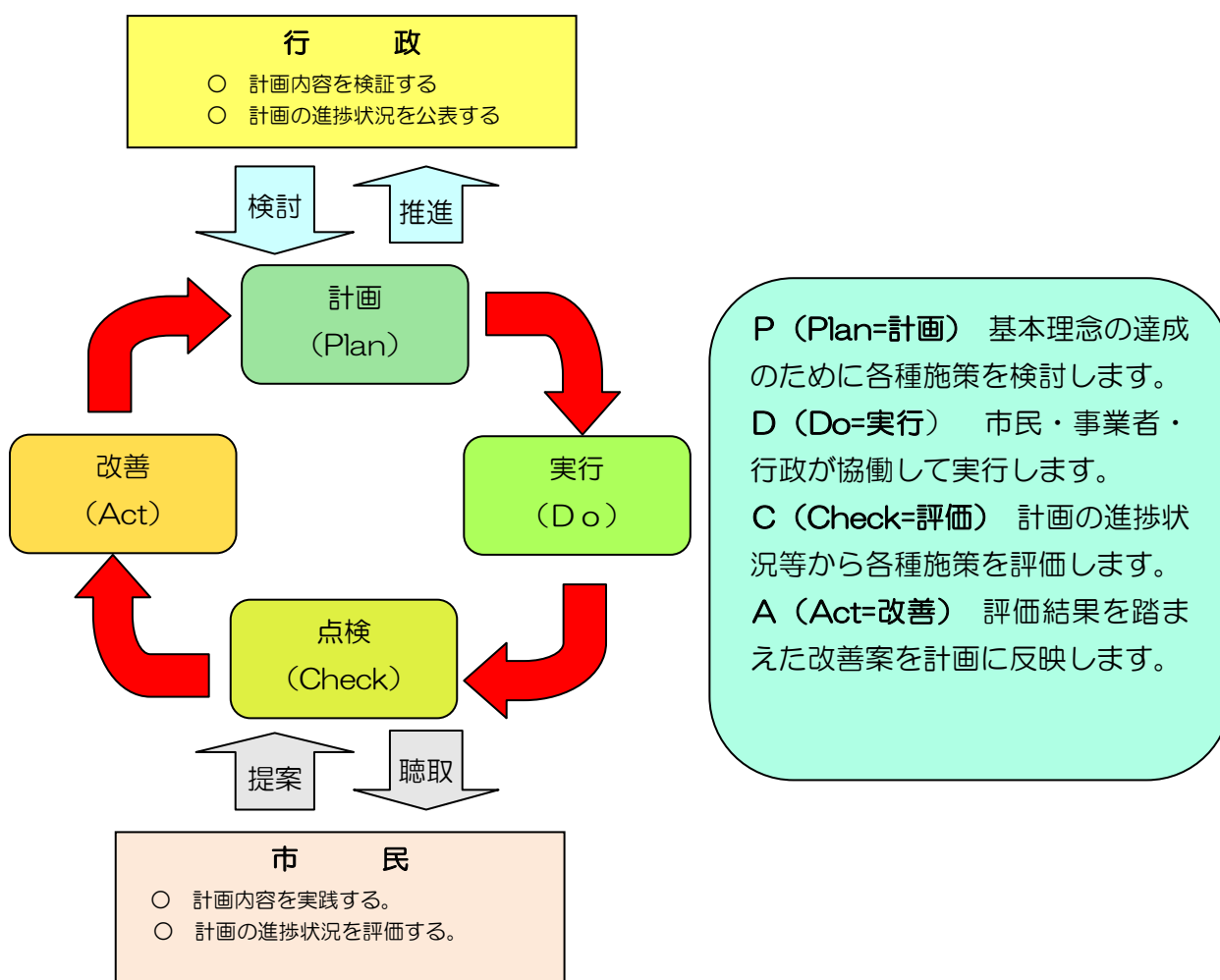
第4章 計画の推進のために

1 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るためには、計画がどのように進んで、どのような効果があったのかなどの進行管理を行うことが必要です。また、地域福祉をめぐる社会環境や制度が変化することも予想される中で、推進事業の検証・見直しを随時すすめていくことが大切になります。

見直しにあたっては、計画（Plan）実行（Do）点検（Check）改善（Act）というPDCAサイクルを確立し、効果的な事業推進を図ります。

また、進行管理については、基本目標や施策の方向などの検証を行い、あわせて時代に即した形での見直しを行います。



2 市民・関係団体・関係機関・行政の役割

本計画の施策を実現するためには、行政の取り組みに加えて、市民・関係団体・関係機関等、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民・ボランティア・NPOの役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員であることを自覚することが大切です。

自分が住む地域へ関心を持ち、地域で起こっている問題について自分たちで考え、解決していくための取り組みを話し合うとともに、日常的に隣近所と交流し、地域の行事や福祉活動に積極的に参加することが求められています。

ボランティアやNPOは活動内容やサービスの充実を図り、多様化する福祉ニーズに対応していくことが求められています。

(2) 民生委員児童委員*の役割

民生委員児童委員は市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本とし、地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されています。

(3) 事業者の役割

福祉サービスに携わる者として、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供と公開、新しい福祉サービスの創出が求められています。

また、地域の一員として、社会貢献活動等の実践による福祉のまちづくりへの参加に努めることが求められています。


(4) 市社会福祉協議会の役割

行政と協働して、本計画の推進役を担っています。計画の推進において、市民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが期待されています。

今後、話し合いの機会を設けて、地域の住民やその他の団体を交えて意見交換等を行いながら、地域福祉活動の推進・先導役を果たすことが求められています。

(5) 行政の役割

地域の福祉活動を促進させるための支援を推進します。行政内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・労働・建設等の分野を担当する関係各課が相互に連携を図り、市政のさまざまな分野で地域福祉の視点から施策を見直し、横断的な施策の推進を図ります。



イラストまたは写真

資 料 編

- 1 市民意識調査について
（地域福祉計画市民意識調査集計表）
（地域からのご意見・ご要望）
- 2 地域福祉における関係機関、組織・団体
- 3 桜川市地域福祉計画策定委員会関係
- 4 桜川市地域福祉計画調査検討委員会関係
- 5 計画策定体制と流れ
- 6 桜川市地域福祉計画策定の経過表
- 7 用語解説

1 市民意識調査について

桜川市では、地域福祉計画策定にあたり、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握するため、市内にお住まいの18歳以上の方々に対し、市民意識調査を実施いたしました。

- ① 調査実施期間
平成22年6月4日～平成22年6月18日
- ② 調査対象者
市内在住の満18歳以上の市民から無作為に抽出した2,000名
- ③ 調査方法
18歳以上の市民へ市民意識調査票を郵送配布し、同封の返信用封筒により回収
- ④ 配布数及び回収状況等
調査票の配布数及び回収状況等は以下のとおりです。

<配布数及び回収状況>

	配布数	回収数	回収率	備考
市民意識調査	2,000	790	39.5%	

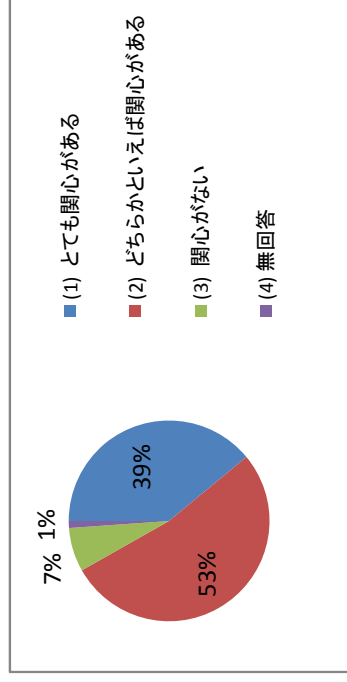
回答者の基本属性

- (1) 性別
 - ・女性からの回答が55.1%と、やや多くなっています。
- (2) 年齢
 - ・70歳代(22.1%)からの回答が最も多くなっていますが、このことは福祉＝高齢者福祉という視点から関心が高いと思われた結果で、全体的にも50歳代以上の方から6割以上(63.4%)の回答が寄せられました。
- (3) 居住地区(小学校区)
 - ・真壁小学校区(17.5%)からの回答が多くなっていますが、おおよその各居住地区からも満遍なく回答が寄せられました。
- (4) 家族構成
 - ・二世帯世帯〔親と子〕(44.9%)が最も多く、次に三世帯以上で暮らす世帯〔親と子と孫〕が続いておりませんが、単身〔一人暮らし〕の中に高齢者がわずかでもいることは注目すべきことです。
- (5) 居住年数
 - ・20年以上の長期にわたり、当桜川市に居住している市民の方の回答が84.7%とほとんど占めており、また住みはじめて10年未満の方は6.2%であり、このことより当市への愛着度が高く、居住性からみても住みやすいまちと感じられていることが伺えます。

地域福祉計画市民意識調査集計表

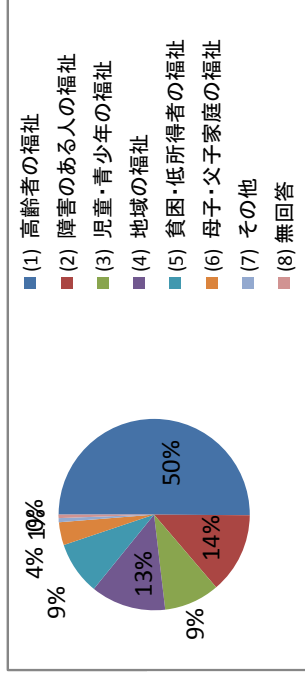
問1 あなたは、「福祉」に関心をお持ちですか。(ひとつだけ○)

回答数	構成比
308	39.0%
417	52.9%
56	7.1%
9	1.0%
790	100.0%



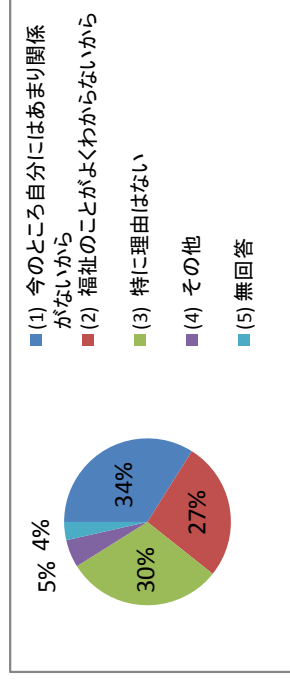
問2-1 特に福祉のどの分野に関心がありますか。

回答数	構成比
513	50.1%
140	13.7%
96	9.4%
130	12.7%
92	9.0%
40	3.9%
7	0.7%
6	0.5%
1024	100.0%

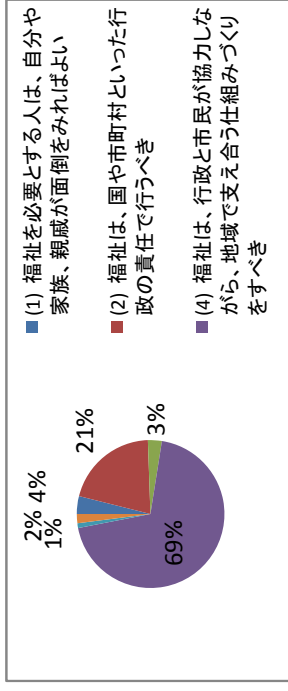


問2-2 関心がない理由は何ですか。

回答数	構成比
19	33.9%
15	26.8%
17	30.4%
3	5.4%
2	3.6%
56	100.0%



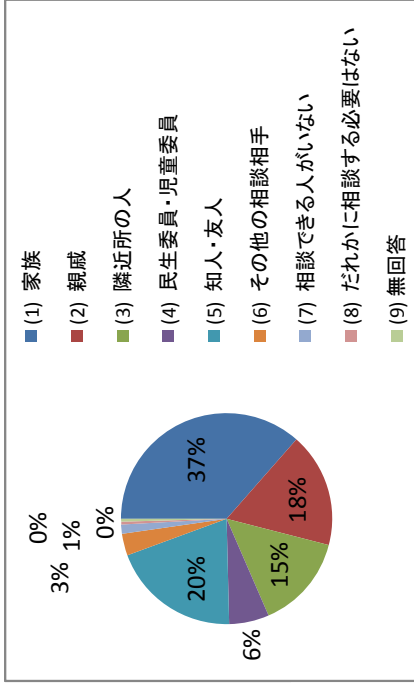
問3 今後、「福祉」のあり方は、どのようにあるべきだと思いますか。(ひとつだけ○)



- (1) 福祉を必要とする人は、自分や家族、親戚が面倒をみればよい
- (2) 福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき
- (4) 福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みづくりをすべき

回答数	構成比
31	3.9%
162	20.5%
24	3.0%
549	69.6%
8	1.0%
16	1.9%
790	100.0%

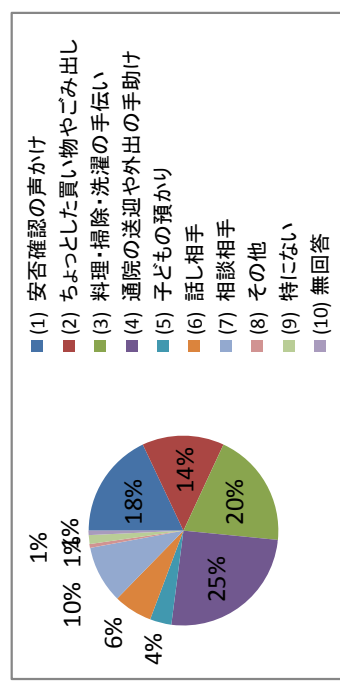
問4 あなたは、地域で困ったときにだれに相談しますか。(3つまで○)



- (1) 家族
- (2) 親戚
- (3) 隣近所の人
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 知人・友人
- (6) その他の相談相手
- (7) 相談できる人がいない
- (8) だれかに相談する必要はない
- (9) 無回答

回答数	構成比
668	36.5%
321	17.5%
265	14.5%
112	6.1%
362	19.8%
61	3.3%
26	1.4%
8	0.4%
8	0.4%
1831	100.0%

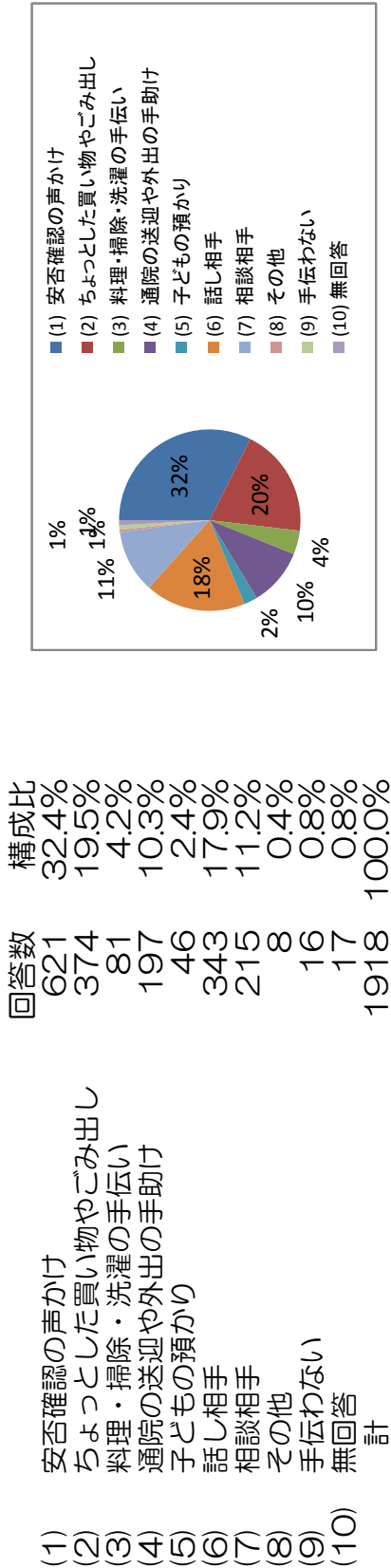
問5 あなたは、日常生活が不自由になったとき、どのようなことをしてほしいですか。(3つまで○)



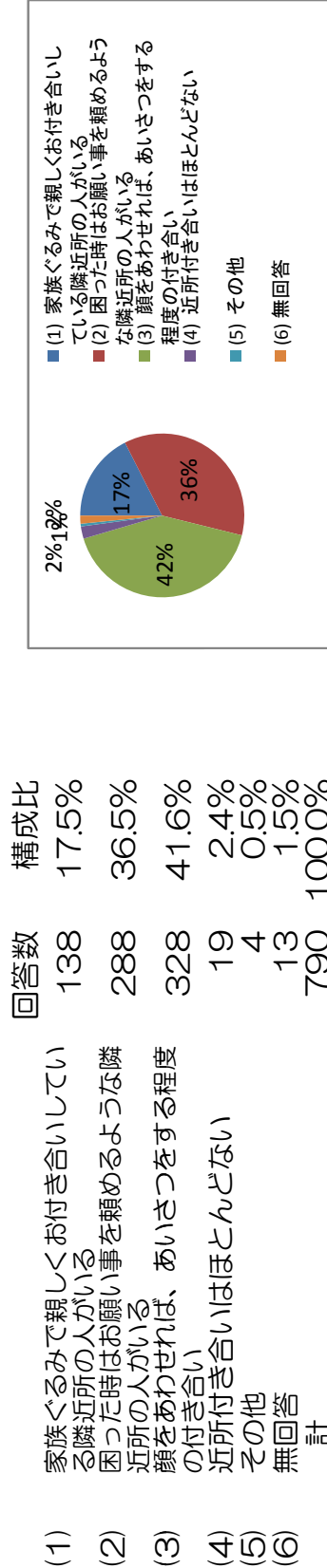
- (1) 安否確認の声かけ
- (2) ちよっとした買い物やごみ出し
- (3) 料理・掃除・洗濯の手伝い
- (4) 通院の送迎や外出の手助け
- (5) 子どもの預かり
- (6) 話し相手
- (7) 相談相手
- (8) その他
- (9) 特にない
- (10) 無回答

回答数	構成比
356	18.0%
276	13.9%
389	19.7%
504	25.5%
73	3.7%
130	6.6%
194	9.8%
13	0.7%
30	1.5%
15	0.7%
1980	100.0%

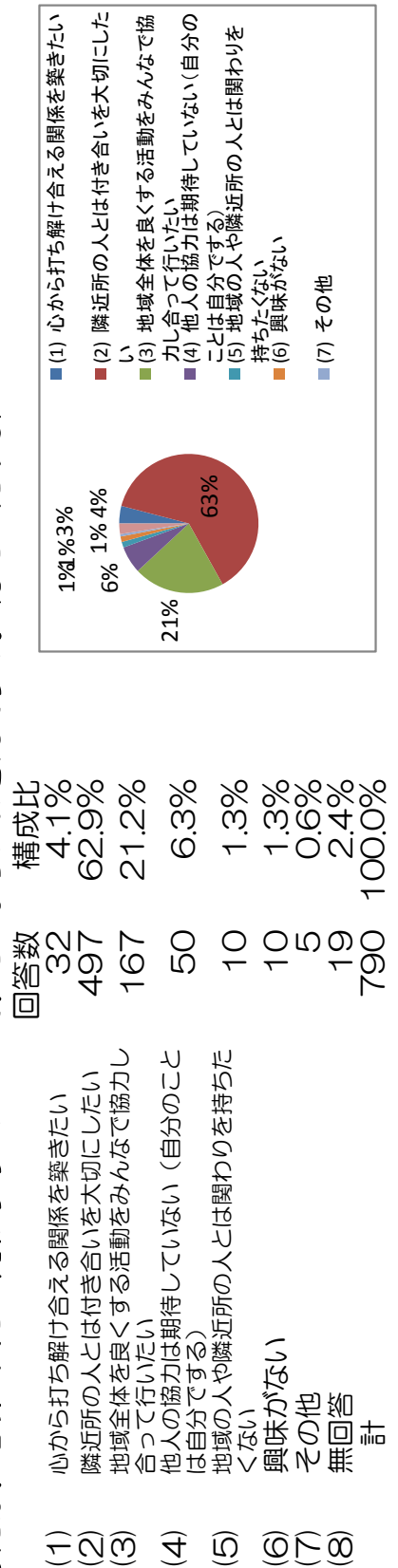
問6 あなたのご近所で困っている世帯があったら、手助けできると思うことは何ですか。(思っていることに3つまで)



問7 あなたは、普段ご近所の方との程度の付き合いをされていますか。(ひとつだけ)



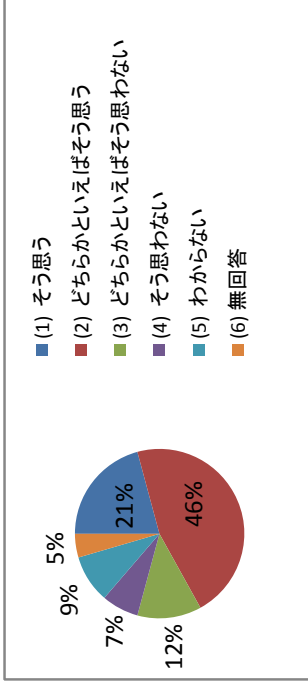
問8 あなたは、地域の人との関わりあいについて、どのようにお考えですか。(ひとつだけ)



問9① あなたのお住まいの地区について、どう感じていますか。(それぞれにひとつだけ○)

①地区のまとまりは良いほうだ

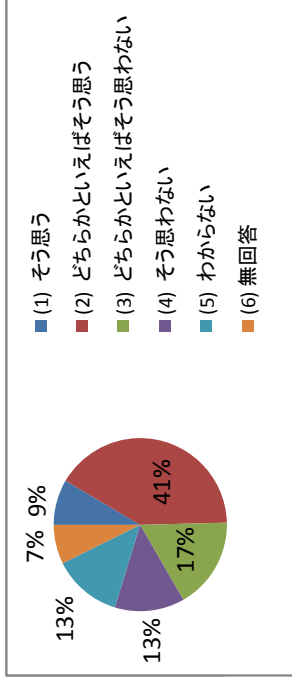
回答数	構成比
164	20.8%
365	46.1%
97	12.3%
56	7.1%
72	9.1%
36	4.6%
790	100.0%



問9② あなたのお住まいの地区について、どう感じていますか。(それぞれにひとつだけ○)

②地域で助け合って生活している地区である

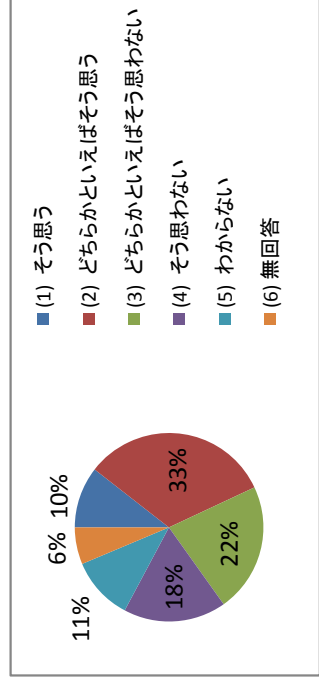
回答数	構成比
67	8.5%
325	41.1%
135	17.1%
103	13.1%
102	12.9%
58	7.4%
790	100.0%



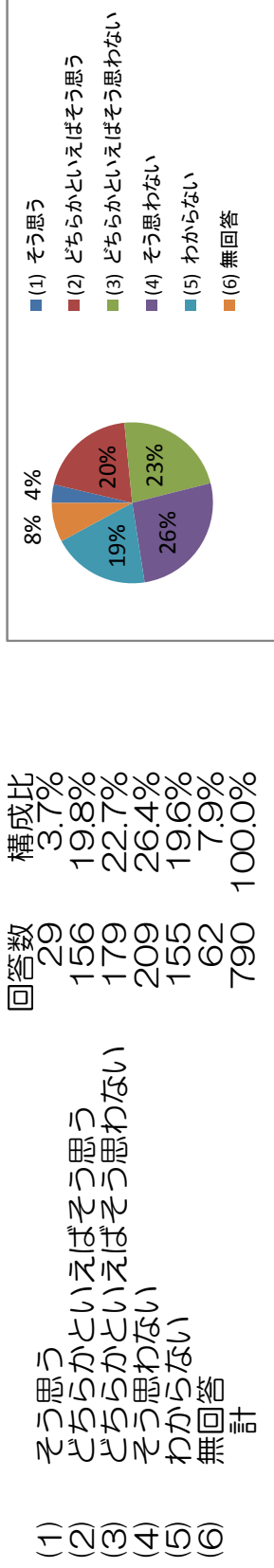
問9③ あなたのお住まいの地区について、どう感じていますか。(それぞれにひとつだけ○)

③高齢者にとって住みやすい地区である

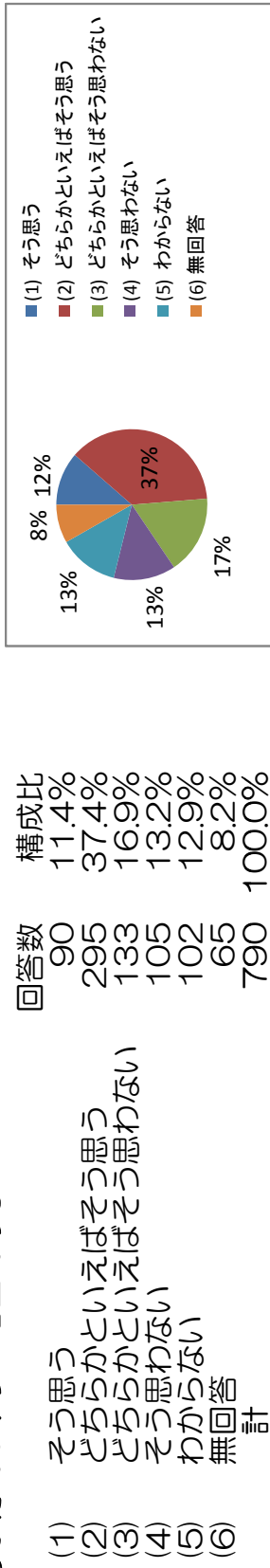
回答数	構成比
83	10.5%
257	32.6%
175	22.1%
139	17.6%
86	10.9%
50	6.3%
790	100.0%



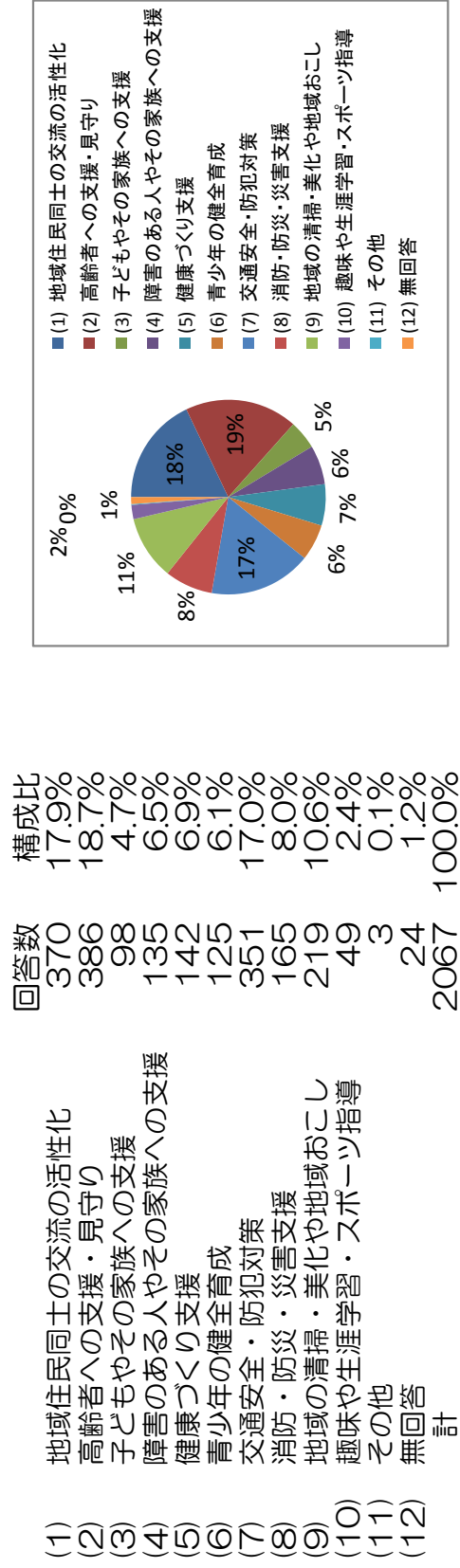
問9④ あなたのお住まいの地区について、どう感じていますか。(それぞれにひとつだけ)
 ④障害のある人にとって住みやすい地区である



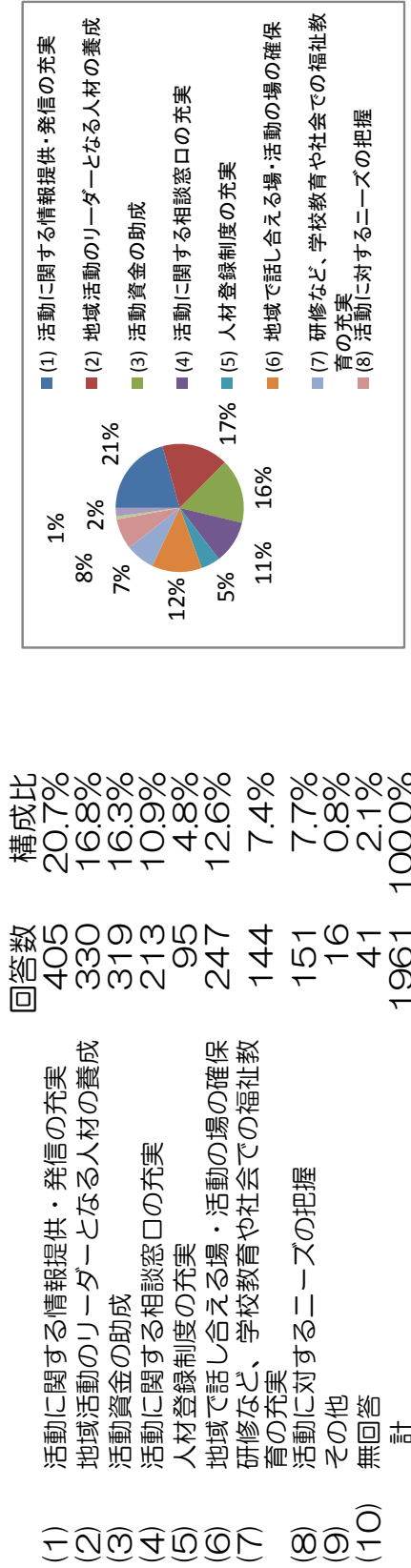
問9⑤ あなたのお住まいの地区について、どう感じていますか(それぞれにひとつだけ)
 ⑤子育てしやすい地区である



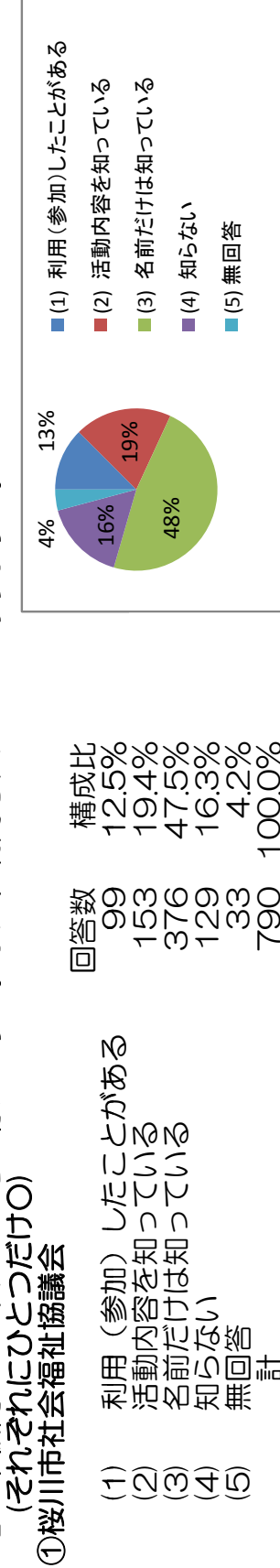
問10 地域で協力し合って取り組むことが必要なのは、次のうちどれだと思えますか。(3つまで)



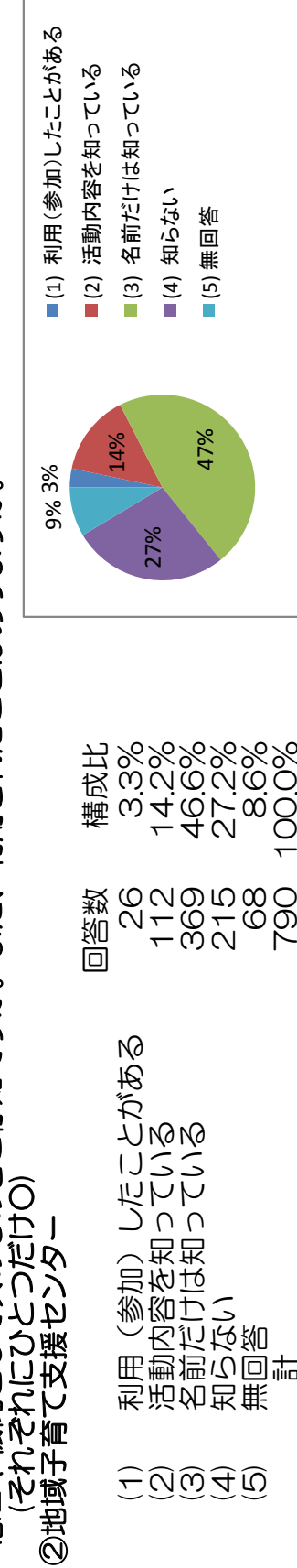
問1 1 地域における助け合い・支え合い活動（ボランティア活動）を活発にするためには、行政や関係機関はどのようなことが重要だと思いますか。（3つまで〇）



問1 2① 桜川市には、様々な福祉サービスがあります。それら福祉サービスの相談や情報収集の窓口や機関として次のものをご存知ですか。また、利用されたことはありませんか。（それぞれにひとつだけ〇）



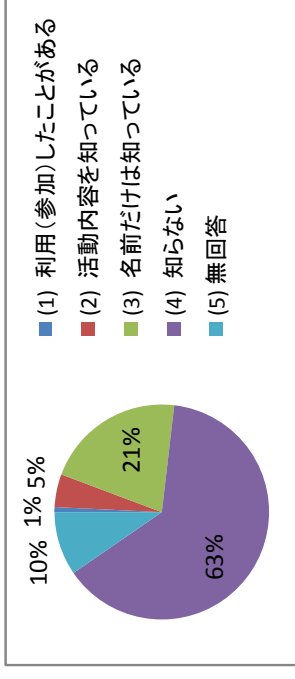
問1 2② 桜川市には、様々な福祉サービスがあります。それら福祉サービスの相談や情報収集の窓口や機関として次のものをご存知ですか。また、利用されたことはありませんか。（それぞれにひとつだけ〇）



問1 2③ 桜川市には、様々な福祉サービスがあります。それら福祉サービスの相談や情報収集の窓口や機関として次のものをご存知ですか。また、利用されたことはありますか。
(それぞれにひとつだけ○)

③地域包括支援センター

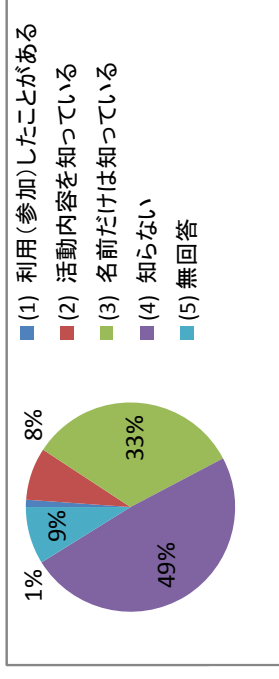
利用（参加）したことがある	回答数	構成比
(1) 利用（参加）したことがある	6	0.8%
(2) 活動内容を知っている	39	4.9%
(3) 名前だけは知っている	167	21.2%
(4) 知らない	502	63.5%
(5) 無回答	76	9.6%
計	790	100.0%



問1 2④ 桜川市には、様々な福祉サービスがあります。それら福祉サービスの相談や情報収集の窓口や機関として次のものをご存知ですか。また、利用されたことはありますか。
(それぞれにひとつだけ○)

④ボランティアセンター

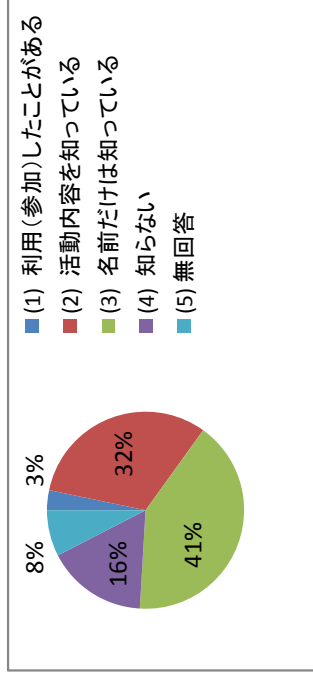
利用（参加）したことがある	回答数	構成比
(1) 利用（参加）したことがある	9	1.1%
(2) 活動内容を知っている	64	8.1%
(3) 名前だけは知っている	261	33.1%
(4) 知らない	386	48.8%
(5) 無回答	70	8.9%
計	790	100.0%



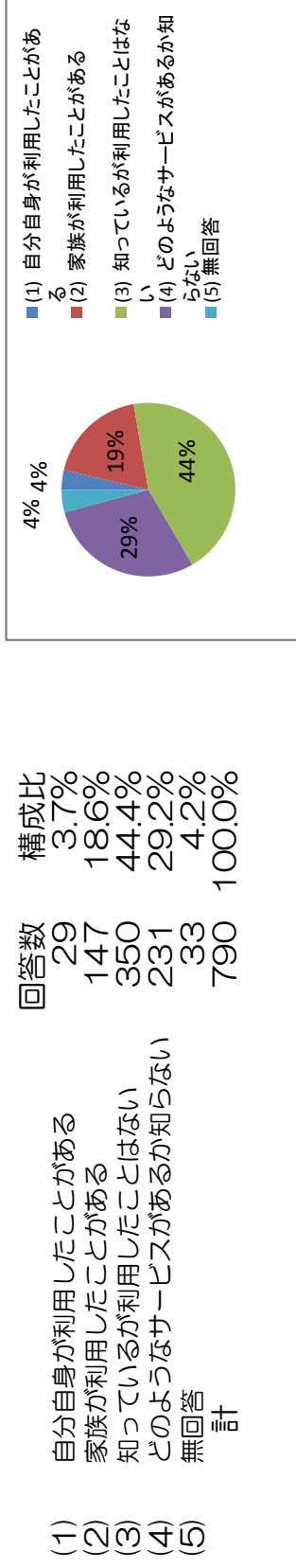
問1 2⑤ 桜川市には、様々な福祉サービスがあります。それら福祉サービスの相談や情報収集の窓口や機関として次のものをご存知ですか。また、利用されたことはありますか。
(それぞれにひとつだけ○)

⑤地区の民生委員・児童委員

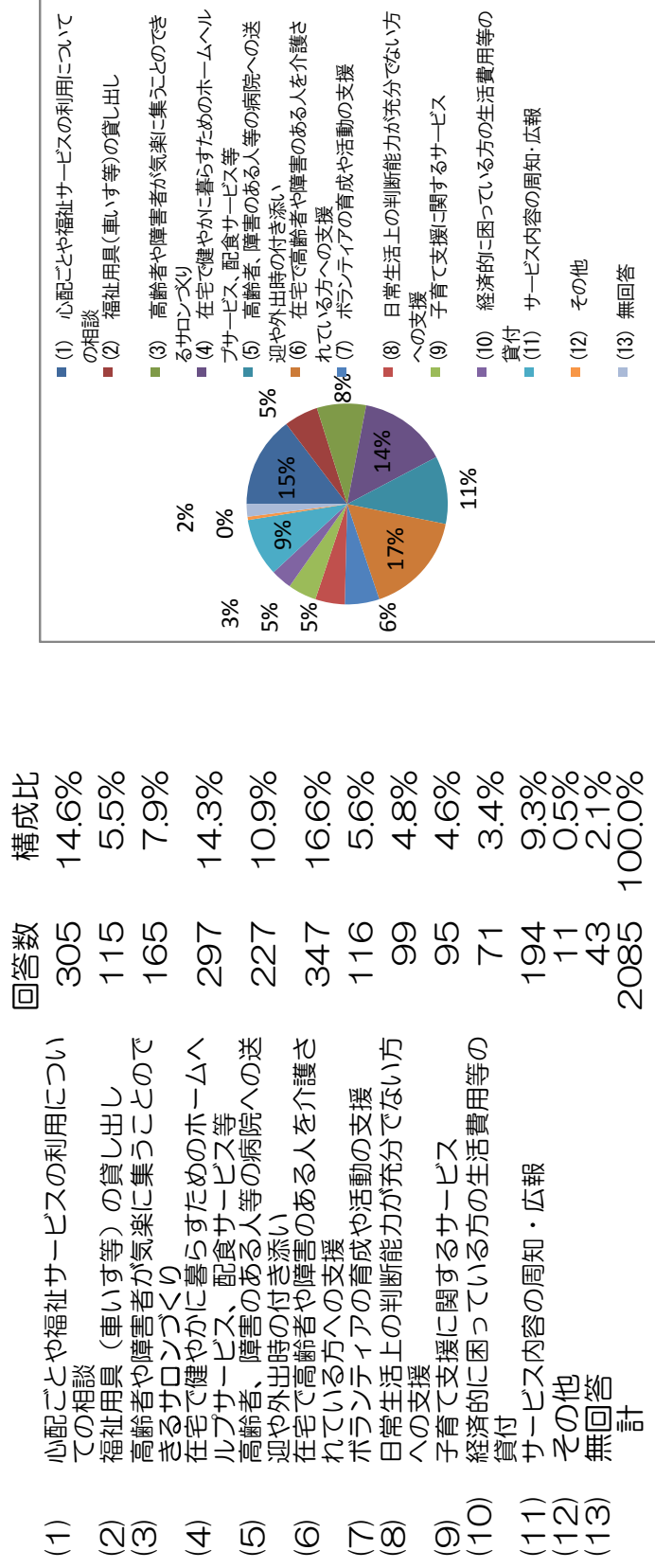
利用（参加）したことがある	回答数	構成比
(1) 利用（参加）したことがある	26	3.3%
(2) 活動内容を知っている	250	31.7%
(3) 名前だけは知っている	324	40.9%
(4) 知らない	130	16.5%
(5) 無回答	60	7.6%
計	790	100.0%



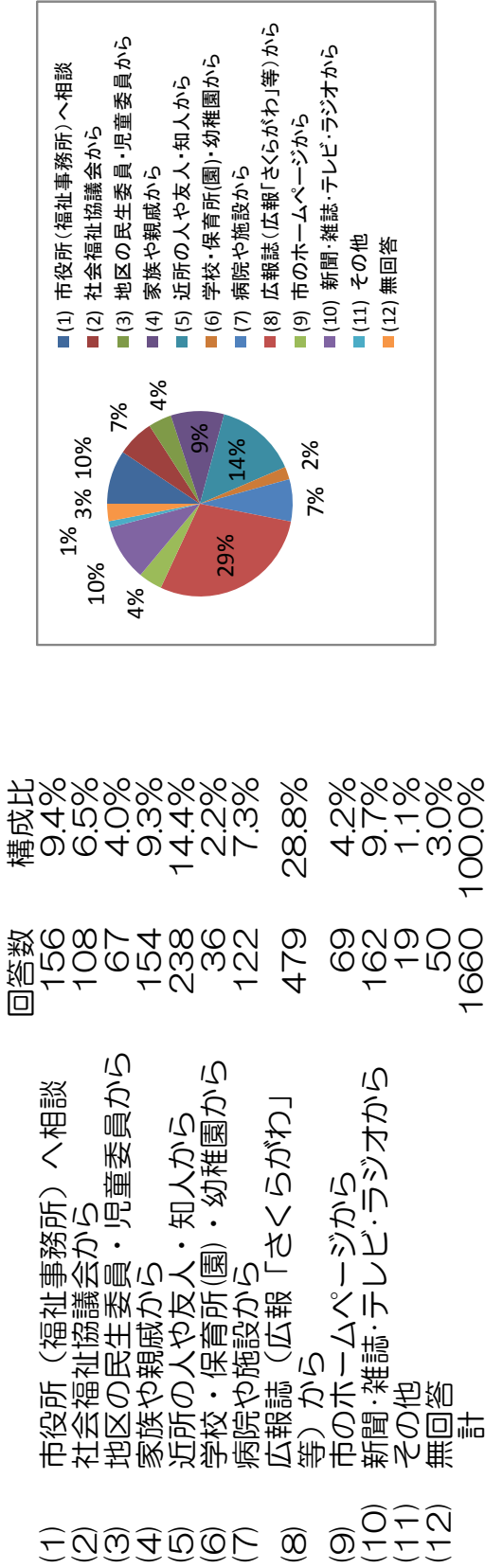
問13 あなたは、桜川市内で行われている福祉サービス（高齢者・介護保険・障害のある人・児童福祉サービス等）をご存知ですか。また、利用されたことはありますか。（ひとつだけ○）



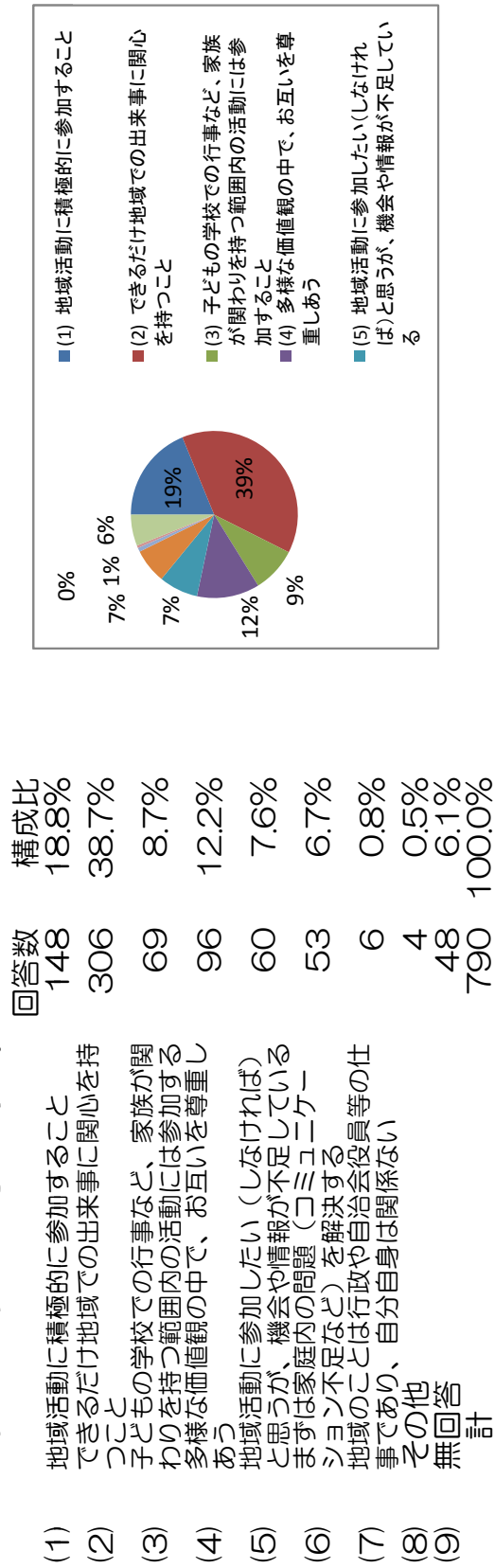
問14 あなたは、桜川市社会福祉協議会は、どのような活動を進めるべきだと思われませんか。（3つまで○）



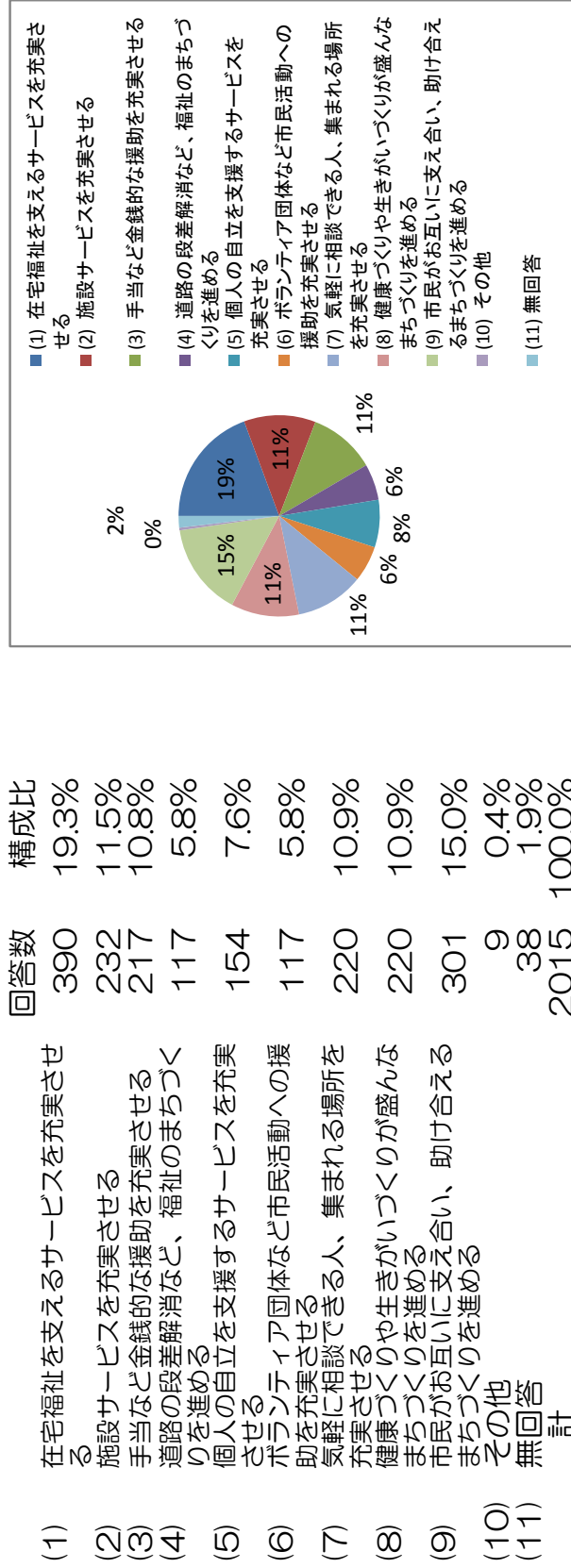
問15 あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから（どのようにして）入手していますか。（3つまで○）



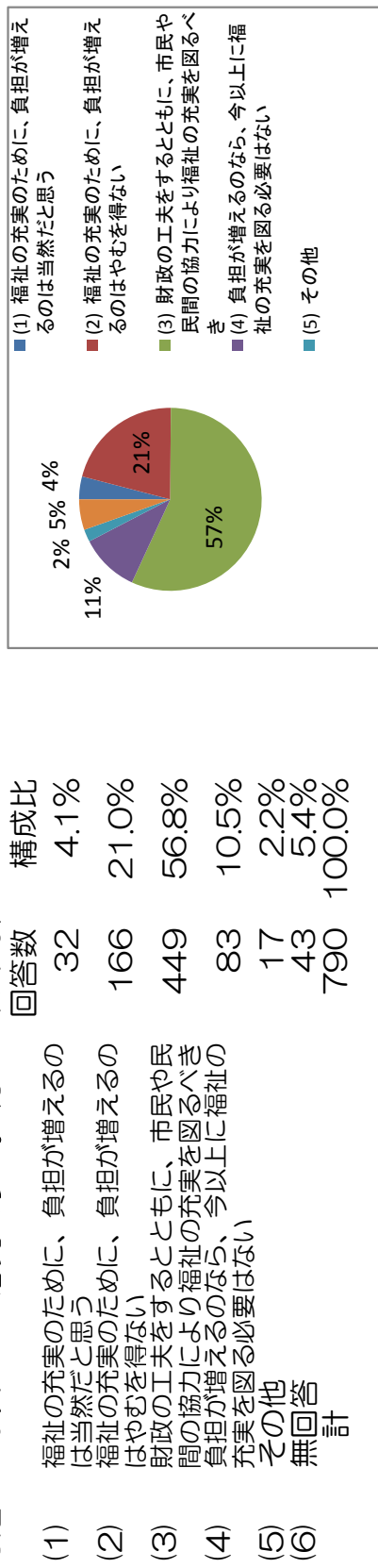
問16 住み慣れた地域で、私たち一人ひとりが安心して暮らしていくために、市民としてあなたができることはどのようなことがあるとお考えですか。（ひとつだけ○）



問17 住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政としてどのような取り組みが大切だと思いますか。(3つまで○)



問18 「福祉」を充実させることと、その財源となる税金などの負担について、あなたのお考えに最も近いのは次のどの意見ですか。(ひとつだけ○)

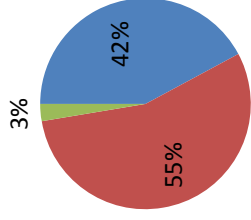


○ あなたの性別はどちらですか。(ひとつだけ○)

- (1) 男性
- (2) 女性
- (3) 無回答

回答数	構成比
333	42.2%
436	55.1%
21	2.7%
790	100.0%

- (1) 男性
- (2) 女性
- (3) 無回答

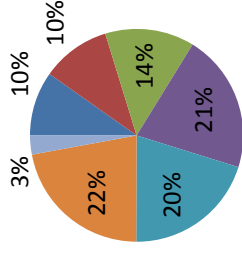


○ あなたは何歳ですか。(ひとつだけ○)

- (1) 18～29歳
- (2) 30～39歳
- (3) 40～49歳
- (4) 50～59歳
- (5) 60～69歳
- (6) 70歳以上
- (7) 無回答

回答数	構成比
77	9.8%
83	10.5%
107	13.4%
166	21.0%
160	20.3%
174	22.1%
23	2.9%
790	100.0%

- (1) 18～29歳
- (2) 30～39歳
- (3) 40～49歳
- (4) 50～59歳
- (5) 60～69歳
- (6) 70歳以上

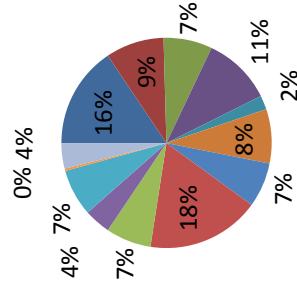


○ あなたがお住まいの小学校区はどこですか。(ひとつだけ○)

- (1) 岩瀬小学校
- (2) 坂戸小学校
- (3) 南飯田小学校
- (4) 羽黒小学校
- (5) 猿田小学校
- (6) 雨引小学校
- (7) 大国小学校
- (8) 真壁小学校
- (9) 紫尾小学校
- (10) 谷貝小学校
- (11) 榎穂小学校
- (12) わからない
- (13) 無回答

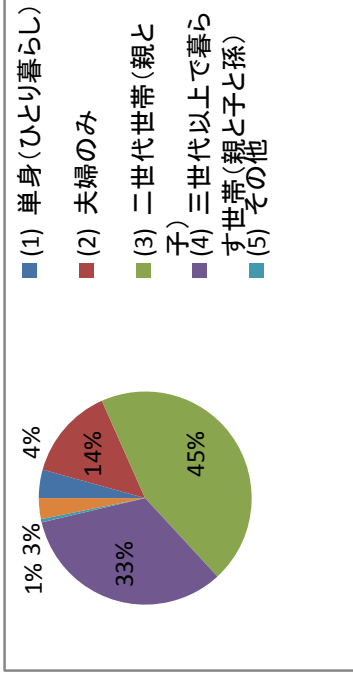
回答数	構成比
123	15.6%
71	9.0%
59	7.5%
84	10.6%
17	2.2%
66	8.4%
54	6.8%
138	17.5%
55	6.8%
32	4.1%
57	7.2%
3	0.4%
31	3.9%
790	100.0%

- (1) 岩瀬小学校
- (2) 坂戸小学校
- (3) 南飯田小学校
- (4) 羽黒小学校
- (5) 猿田小学校
- (6) 雨引小学校
- (7) 大国小学校



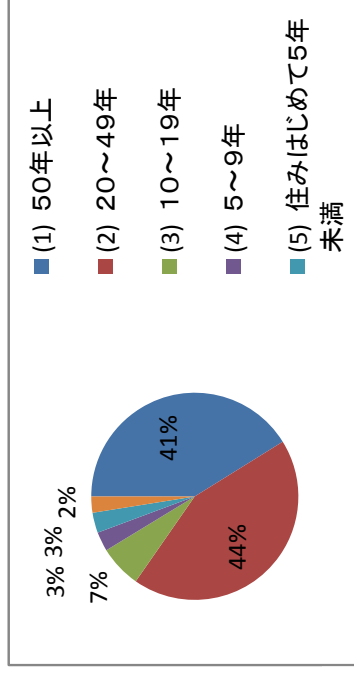
○ あなたの家族構成は、どのようになっていますか。(ひとつだけ○)

	回答数	構成比
(1) 単身(ひとり暮らし)	34	4.3%
(2) 夫婦のみ	111	14.1%
(3) 二世帯世帯(親と子)	354	44.9%
(4) 三世帯以上で暮らす世帯(親と子)	262	33.1%
(5) その他	4	0.5%
(6) 無回答	25	3.2%
計	790	100.0%



○ あなたは、桜川市に住んで何年になりましたか。(ひとつだけ○)

	回答数	構成比
(1) 50年以上	325	41.2%
(2) 20~49年	344	43.5%
(3) 10~19年	52	6.6%
(4) 5~9年	24	3.0%
(5) 住みはじめて5年未満	25	3.2%
(6) 無回答	20	2.5%
計	790	100.0%



地域からのご意見・ご要望

「地域福祉計画に関する市民意識調査」で、市民の皆さんより寄せられたご意見・ご要望の一部をご紹介します。

《 ※ なるべく原文のまま記載しましたが、紙面の都合上一部省略させていただきましたものもあります。》

ご意見・ご要望の内容	年代・性別 小学校区
「福祉」何をしているのか見えません。ボランティアをもっと育成し、活動が必要かと。	70代・女 羽黒小
福祉の車(赤十字社マーク)が目につきます。一生懸命に勤めているようです。	70代・女 真壁小
大人になってから福祉について考えるのではなく、小さいうちから体験活動などを通じて、福祉について積極的に取り組むことができるようにして行くことも大切である。	50代・女 雨引小
財政難の時代になり、福祉を充実しましょうと言っても大変。無理をしないで、今できるかぎりのことでガンバリましょう。	40代・女 南飯田小
国が子供手当等の施策で、次世代の大切さをアピールしているのは理解していますが、現実において、老人及び障害のある人々への施策を行政の立場で市が実施されることを切に要望します。身近な組織でありますから、それを実感できるものを希望してやみません。よろしく願いいたします。	60代・女 羽黒小
いろんな不安があるものです。みんなが関心あることだと思う。市民に役立つまちづくり。市民だって出来ることがあれば手を貸したい。貸せる人いっぱいいると思う。生活面でも、一人暮らしで困っている人はたくさんいます。	50代・女 岩瀬小
福祉という言葉は、奥深いものがあると思う。誰もが求めるものですが、その中に入って行くのは難しいと思います。行政の中で一人ひとりが参加できるシステムを作ってほしいと思う。	60代・女 岩瀬小
私たちの大切な税金を上手に使って、一層の福祉を誰もが利用できる事をお願いします。いろいろな情報もこまめにお知らせして欲しいです。	50代・女 岩瀬小
福祉は大切ではありますが、まずは各自が自立の精神、意識を持つことが基本姿勢であるべきです。	50代・女 真壁小
住みにくいわけではないと思うが、子どもの人数が減っている。結婚しない人、職についていない人が多くなっているため、子どもも増えないのかとは思いますが、このままでは、老人世帯が多い地区になるのではと心配。もう少し、若い人が働ける場所、住みやすい環境を考えてほしい。	40代・男 樺穂小
小学生の頃から福祉に関心を持ってもらわないと将来のためには。日本全国の福祉の充実した地区を参考に！	40代・女 真壁小
もっと笑いがある桜川市にしたいです。	60代・男 大國小
固定概念にとらわれず、工夫をこらした福祉を目指してください。福祉＝増税では誰でも出来ず。	50代・男 雨引小

ご意見・ご要望の内容	年代・性別 小学校区
自分のことは、自分ですという意識づくりをきちんと行政は指導すべきです。安易にサービスに頼りすぎない市民を醸成して行くべきであると思います。	50代・男 雨引小
ボランティア精神が必要だと思います。	60代・女 羽黒小
地域の人が協力し合いながら、市民の手でまちづくりしていきましょう!! 経済難でも、しっかりやっつけていけるようにお願いします。	60代・男 羽黒小
地区の公民館などの近くの場所で、いろいろのお話や健康づくりのことが知りたいです。	70代・女 ? 小
当事者に立った支援を考えてほしい。生活保護者や高齢者で働ける人は社会参加。自立できるよう支援してほしい。社会とかかわっていけるよう働きかけてほしい。	40代・女 真壁小
地元が好きなので、現在の仕事を生かし、市民の為、地元の為働きたいです。	20代・男 紫尾小
今後人口が少なくなり学校等の施設が空くと思われるので、有効活用してほしい。	50代・男 大國小
私個人としては、行政のみに頼る福祉のあり方は反対です。まず家族、次に親戚、隣近所、行政……と支え合えればいいですね。(理想ですが)。行政に求める事はサポートの充実です。ホームヘルパー、又は介護する人の支援、デイサービスの利便……。	20代・女 南飯田小
なかなか地域や福祉がひとつの和になるということは、難しいことかと思いますが、私たち一人ひとりに何ができるかということを常に考えながら生活していきたいと思います。	30代・女 真壁小
地域の人々が、真の信頼関係を持って互いに助け合い、協力しあって、毎日の生活が出来たら素晴らしい。お互いが思いやりを持って接して、心より頼れる人間関係(の醸成)が必要だと思います。	70代・男 羽黒小
昔はおとなりのおじさんやおばさんが子供達の事を良くめんどろ見てくださいました。今の時代は自分だけというような時代です。地域福祉についても、まずは地域の間人関係を良くして行く、関係を深くすることが必要です。そのためにも、地域の間人が集まれる場所が必要です。小運動会や三世代の意見交換会なども、ひとつの方法ではないでしょうか。	40代・男 真壁小
朝の散歩の途中で知り合いの人と出会った時に気のついたことや悩みなど話してしまう。 また、散歩のちがうコースへ行った時など、近所の高齢者達が揃って散歩をしているので仲間へ入り、その時は皆の話を聞いている。 また、私の家に人がよく来てくれるので、いっしょに話を聞いている。	80代・女 真壁小
たいへん難しい問題だと思います。同じ地域に住んでいる訳ですから、一人ひとりの想いを大切に。さらに、一人ひとりの心がけが重要になってくると思います。表面上の福祉ではなく、本当に向き合った心の許せるものになるにはどうしたらよいのでしょうか？	50代・女 岩瀬小

ご意見・ご要望の内容	年代・性別 小学校区
遠い親戚よりは近くの他人(向う三軒両隣り)の信頼関係の樹立が何より大切であるが、現在は、個人情報の保護等の理由により、なかなか昔のような絆が築けないのが実状である。普段の何気ない、気楽な交流が出来るようにすることが、地域福祉の基本のように思います。	70代・男 岩瀬小
福祉制度の充実と共に、地域住民の交流を活発化することが安心して暮らせる社会になると思う。	60代・女 樺穂小
地域のつながりについて、縦のつながりを重要視しているように感じることが多いが、同世代のつながりをいかに作るかによって、共有出来るものが多いように思う。	30代・男 岩瀬小
私の住んでいる地区には、一人暮らしの高齢者は居ませんが御夫婦二人暮らしの方が居ますので、常々気を配っています。現在は健康そのものです。	70代・女 羽黒小
地域の為に何かしたいと思っても、どうすれば良いのかわからない人が多いのではないのでしょうか。これからの時代、近所同士のつながりを深めていきたいと思います。	60代・女 大國小
地域全体で、協力し合い、助け合うことのできる社会の構築に向けて、福祉サービスを現在より更に充実させていくことは、これからますます深刻になると考えられる。少子高齢化社会などに対処していくために重要であると考えます。	20代・男 谷貝小
地域＝隣近所の親しみやすい場が欲しい。高齢者の集会所があったなら。	70代・女 真壁小
助け合うということはお互い様だと思いますが、誰もが意識を持たなければ地域の福祉は成り立たないと思います。それにはどうすればいいのでしょうか。行政に頼ってばかりではいけません。私は、自分のできる範囲で協力していくつもりです。	40代・女 真壁小
ボランティアの方の温かい言葉、励ましが私達に生きる気力を持たせてくれるのでしょうか。在宅している人達、年令にかかわらず働いていらっしゃる方。それぞれの立場を理解して頂き、出入りや買い物自由出来る環境を望みたいです。	50代・女 岩瀬小
仕事で忙しくしているため、地域のことにあまり知らないのが、今回わかりました。地域のことに先ず最初に関心を持たなければいけないと感じました。	40代・女 岩瀬小
私の地域は、若い年齢層とご年配の方々との年齢差が広過ぎる地区です。地域の方々の根強い考え方や意見、片寄った意見も多く、全体にまとまって活動することも難しそうです。福祉のサービスや活動も必要なことですが、先立って地域活動を円滑に進めてくださるような方や機会をもうけること、一地域にかたよらず、市全体をみた活動展開を知らせていただいたり、行ってほしいと思います。	30代・女 猿田小
桜川市の地域福祉がもっと充実する様、住みよい街になる様、協力していきたいと思います。	20代・女 紫尾小
「りんりんロード」や幹線道路以外の所に、もっと街灯の数を増やし、子供達や夜の外出も安全にできるようにしてほしい。	40代・女 真壁小

ご意見・ご要望の内容	年代・性別 小学校区
いずれは誰もが年を取り、ひとりでは生活出来ない状態になった時のことを考えると「地域福祉」がどれだけ重要かと思います。これから福祉について勉強したいと思います。	50代・女 真壁小
年々、人との付き合い方が変わってしまった様に思います。 私の組内は、葬儀の手伝いがなければ組内は必要ないという考えがほとんどでした。ご近所ともかかわりたくないというのが本音のようですが、私はそうは思いません。極端な片寄った自己中心的な考えでなく、中間的な考えを一人ひとりが持ち、人は人のためになるという考えでボランティアを誰もが参加するなどすれば地域はどんなに良くなるだろうと思っています。	50代・女 羽黒小
私達、地域一人ひとりが安心して暮らしていけるようにするためには、地域の人々がもっと関心を持ち、参加できるような環境作りが大切だと思う。	60代・男 岩瀬小
子供が安心して遊べる場所を作ってほしい。	30代・女 岩瀬小
子供が増えないことには、桜川市はどんどん衰退してしまうと思います。子供を育てやすい環境(福祉)を作るべきで、整えば人口も増えるはずなので、将来のためにはこの問題を最重点にするべき。	40代・男 坂戸小
子供はどんどん少なくなり、少しでも増えるような環境作りをしてもらいたい。	70代・女 樺穂小
子供(3人)はいるのですが、同居はしていないので高齢になった今、急病になった時、はなれて暮らしている現在、その時の事を考える時、非常に不安になってしまう昨今です。そんな時のよりよい対処法が出来ればと思っております。	70代・女 南飯田小
老老介護の果ての心中や殺人、自分の血を分けた子供への虐待、暴行死事件が多発している。福祉が充実すれば、ある程度は減らす事ができると思うが、根本は、問題を抱えたまま孤立してしまう事ではないだろうか。“遠い親戚より近くの他人、困ったときはお互いさま”という、先人の教えが、今こそ必要になっていると思う。	60代・女 樺穂小
高齢者にとって一番大変なのは、いざというときの病院通いかと思うので、いつでも送り迎えの出来るような仕組みを考えてほしい。仕事がないので、若い人たちが皆都会に出ていってしまうので高齢者がふえ1人暮らしが多いと思う。	70代・男 樺穂小
高齢者を介護する人も高齢になっていると思う。お金をかけずに、いかに手助けできるか考えてほしい。	40代・男 樺穂小
高齢者が楽に移動できる交通手段が欲しい。	30代・女 樺穂小
地域＝隣近所の親しみやすい場が欲しい。高齢者の集会所があったなら。	70代・女 真壁小
今後とも、高齢者の福祉を充実させ、より良い地域作りを目指して欲しい。	40代・男 南飯田小
私は、在宅介護をしている一人です。仕事を辞めサービス等を利用していますが、それでもやはり介護とは「忍」の一言です。そんな人達のための交流の場があったらとふと思います。	50代・女 雨引小

ご意見・ご要望の内容	年代・性別 小学校区
一人暮らしの老人や老人のみの世帯が住みやすいようなまちづくりをお願いします。	60代・男 羽黒小
福祉の手続き、在宅サービスをすみやかにして頂いて感謝しております。	70代・女 坂戸小
母を在宅介護しております。皆にささえられ、隣近所の人たちにも、母の安否を尋ねたりされます。皆が協力してくれているので、少し大変だなと思うこともふきとんでしまいます。母が自分(嫁)に対し、「すまないな」と口ぐせ。これにも介護していてもすくわれず。体に注意し、がんばっていきたいと思います。	50代・女 岩瀬小
地域に気軽に介護に関する事を、相談できる場所や人がいると良いと思います。	50代・女 紫尾小
地域の民生委員の方は、ひとり暮らしのお年寄りにとっては、大切な役割りをして頂いていると感じています。	40代・女 岩瀬小
市民への広報が足りないと思う。福祉に対してわかっている方は、少ないと思う。もっと情報を市民にわかりやすくしてほしい。	50代・女 樺穂小
このアンケートに答えて、はじめて知ったサービスが多くありました。サービスの内容の周知を徹底すれば、おそらく私のような人間は減るかと思います。「自分には関係ない。」と思わないで、これからは興味を持って生活していきたいと思います。	20代・女 羽黒小
デマンド・タクシーの利用者の多くが、とても利用しにくいと言っています。夕方も、もう少し遅い時刻までお願いしたい。	50代・女 坂戸小
高齢者利用のデマンドタクシー利用について、色々不便を感じている人が多いので、良い方向へお願いしたいと思います。	70代・女 真壁小
昨年の秋、回覧板も回り知っていましたが、孫の通う中学からも、学校支援のボランティア募集のチラシをもらって来てためらいましたが、昨年の12月、思い切って登録致しました。年が明けて係の方より連絡が入り、樹木の選定を請けました。主人は選定、私は後始末。半日程でしたがしてきました。「私にも出来ること(ボランティア)があったんだ。」大きな喜びを感じたものです。これからも、健康に留意して何年続けられるかわからないけど、続けてみたい今の私達の目標です。	70代・女 樺穂小
福祉については個人によりニーズが異なる為、なかなか難しい問題です。今回、社協の職員の方が相談にいつも応じてくれてありがたいと思っています。	60代・男 岩瀬小
ボランティアを充実させたら良いと思います。ボランティア員として参加できるものがあつたら、参加したいと思っています。	40代・女 真壁小

2 地域福祉における関係機関、組織・団体◇

- ◇ 地域福祉の推進にかかる代表的な団体を記載しており、この他にもさまざまな団体が存在しています。
- ◇ 本文中の組織数などについては、本計画発行時に直近の数字に変更されます。

■ 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉施設や関係団体など社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、「誰もが安心して暮らすことができる地域社会」の実現をめざしてさまざまな活動を行っています。

社会福祉協議会では、市将来像の「伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市～やすらぎのまち 桜川」の実現に向けて、地域福祉活動への住民参加を進めるための取り組みや社会福祉を目的とするさまざまな事業を展開しています。

【主な事業・活動内容】

- | | |
|---------------|----------------|
| ○地域介護ヘルパー養成事業 | ○地域ケアシステム推進事業 |
| ○子育て支援センター事業 | ○日常生活自立支援事業 |
| ○介護保険事業 | ○ボランティアセンターの運営 |
| ○共同募金配分事業 | ○ボランティア連絡会の運営 |
| ○共同募金への協力 | ○地域活動支援センター事業 |
| ○趣味講座・教養講座の開催 | ○家族介護者交流事業 |
| ○生きいきサロン | ○食事サービス事業 |
| ○心配ごと相談 など | |

桜川市社会福祉協議会の活動状況

■ 行政区(区長会)

桜川市では、市行政事務の円滑なる運営を期するため、120行政区を設置しています。地域の人々がふれあい、話し合う、地域住民の親睦と連帯の場であり、ごみなどの環境問題から交通安全、青少年の非行防止、高齢者のいきがい支援、道路や公園などの環境整備、地域防災、防犯などのさまざまな地域課題を発見し、解決する場でもあります。

【主な活動内容】

- 区域の環境美化・清掃活動・リサイクル活動
- 住民相互の連絡や広報紙の回覧・配布など行政情報の伝達や公共事業の協力
- 防災活動・地域の安全確保
- 区内交流会・敬老会の開催
- 集会施設・生活道路・防犯灯等の維持管理 など

■ 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、民生委員法に基づき、市民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。民生委員児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員が設置されています。地域福祉の向上を図るため、生活に困っている人や高齢者・障がい者・児童の生活状況を把握し、自立に向けた相談・助言・援助などを行っています。桜川市では、100人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が6人）が活動しています。（平成22年12月末現在）

【主な活動内容】

- 生活状況の把握
- 福祉サービスの情報提供
- 行政や社会福祉施設との連携・協力活動
- 災害時一人も見逃がさない運動・見守り活動 など
- 相談・援助活動
- 高齢者・児童・母子家庭などへの支援

■ P T A

P T Aは、子どもの健やかな成長のため、このことに最も関心のある親と教師が、学校、家庭、地域社会のすべての活動を対象に、自ら子どもにとって何が必要かを学び、必要な活動を実践する社会教育関係団体です。通学路の安全点検やあいさつ運動、交通安全指導、夜会徘徊防止パトロールなどの活動を行っています。桜川市で活動している組織数は小・中・高校併せて19組織で、会員数は2,795人となっています。（平成22年5月末現在）

【主な活動内容】

- 通学路の安全点検・あいさつ運動・交通安全指導・夏祭り等夜間街頭パトロール
- 家庭教育学級・講演会・バザー・奉仕作業等の開催
- 「子どもを守る110番の家」のステッカー配布及び訪問 など

■ 子ども会

子ども会は、地域を単位に子ども達自らが楽しい集団活動を通して心身を鍛え、社会生活を営むための基本的な技術や態度を身につけることを目的として、地域社会の大人の協力によって組織された社会教育関係団体です。桜川市で活動している単位子ども会は107団体で会員数は2,540人となっています。(平成22年5月末現在)

遊びを通して社会の一員として必要な知識や技能・態度を学んでいきます。

【主な活動内容】

- ソフトボール・ドッジボールなどのスポーツ大会の開催
- 歩け歩け大会の開催
- 読み聞かせ教室開催 など

■ 地域女性会

地域女性会は、地域に住んでいる全ての女性が入会でき、各地区・町内会を単位とし、活動に賛同する者をもって組織されています。地域社会の向上発展に寄与するとともに、地域に根ざした女性の地位向上のための事業を企画して活動している社会教育関係団体です。

【主な活動内容】

- 女性の地位向上のための研修会・講習会の開催
- ボランティア活動への参加 など

■ 高齢者クラブ

高齢者クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、仲間づくりを通して、生きがいや健康づくりなどの生活を豊かにする楽しい活動を行っています。また、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めています。桜川市で活動する高齢者クラブは81クラブで、会員数は4,983人となっています。(平成22年4月現在)

【主な活動内容】

- 各種スポーツ（ペタンク、輪投げ、ゲートボール、グランドゴルフ）大会の実施
- 環境整備（通学道路や神社等の清掃）活動
- 会員の研修
- 友愛訪問の活動
- 演芸大会等の実施
- 環境美化・リサイクル活動 など

■ 桜川市体育協会

体育協会は、スポーツの振興及び技術の向上並びに生涯スポーツの推進を図るとともに、スポーツを通じ競技団体等相互の親睦を深め、市民の健康増進に寄与することを目的とし活動する団体です。

桜川市では27団体、会員数4,469人の方々が活動しています。(平成22年1月現在)

【主な活動内容】

- スポーツ活動
- 社会活動 など

■ 桜川市スポーツ少年団

スポーツ少年団は、スポーツの普及と育成及び団活動の活性化を図り、地域の青少年育成に寄与することを目的に活動する団体です。青少年がスポーツを通じて、健全な体と心をつくる組織づくりに努めています。現在、34 団体（団員 948 名、指導者 215 名）が市内で活動しております。（平成 22 年 1 月現在）

【主な活動内容】

○スポーツ活動 ○野外活動 など

■ ボランティア

桜川市内では、市社会福祉協議会にボランティアセンターが設置されており、「桜川市ボランティア連絡会」として、ここに登録のされている団体は 16 グループ、個人は 1,164 人となっています。（平成 22 年 9 月末現在）

この他にも数々の福祉ボランティアや NPO 法人により、地域の福祉活動をはじめとするあらゆる市民活動が展開されています。

■ NPO

ボランティア団体と NPO 法人は「自発的かつ継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体」という点においては同じですが、ボランティア団体の多くは法人格を持たない任意団体として活動しています。そのため、団体名での銀行口座の開設、事務所の賃貸、不動産登記などを行うことができず、不都合が生じています。

そこで、特定非営利活動促進法が平成 10 年に施行され、同法による各種条件に該当し、認定手続きを行えば、法人格（NPO 法人）を取得できるようになりました。

NPO 法人は、公的な福祉サービスでは対応しきれない住民の困りごとなどに支援の手を差し伸べるなど、きめ細かく柔軟な対応が可能のため、民間福祉サービス事業所の一つの形態として、住民の生活に今後ますます浸透していくことが期待されています。

ボランティア活動の状況写真

■ 桜川市地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、介護サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供される必要があります（「地域包括ケア」の実現）。

こうした高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として「桜川市地域包括支援センター」が平成20年3月に創設されました。

【主な業務内容】

○予防給付・介護予防事業のケアマネジメント業務

- ・ 要支援者（予防給付）・二次予防事業（介護予防事業）の双方を対象に、ケアプランの作成・福祉サービス利用の評価等を行います。

○総合相談支援業務

- ・ 個々の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、地域における適切な福祉サービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行います。

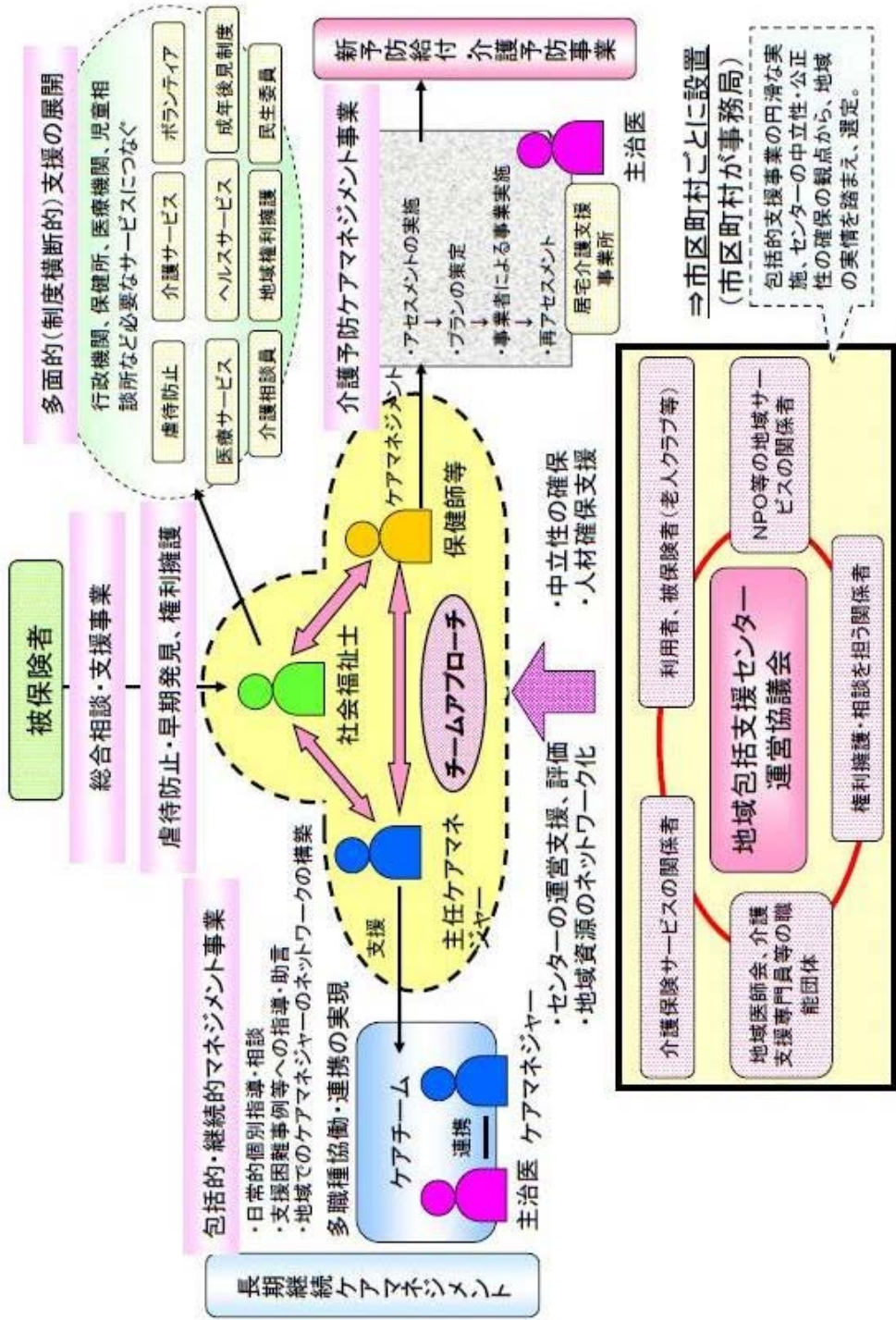
○権利擁護業務

- ・ 高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ高齢者の虐待の防止や権利擁護を行います。

○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・ 地域包括支援ネットワークを活用しながら、介護支援専門員、主治医をはじめ地域のさまざまな関係者が連携・協働することで、保健・医療・福祉・その他の生活支援サービスなどを含め、地域におけるさまざまな資源を活用し（「包括的」）、途切れることなく（「継続的」）、施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。医療機関を含めた関係機関との連携・協力体制の構築・地域ケアマネージャー支援等を行います。

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



3 桜川市地域福祉計画策定委員会関係

① 桜川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、必要な事項を調査審議するため、桜川市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 市民団体等の関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定業務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉計画主管課において処理する。

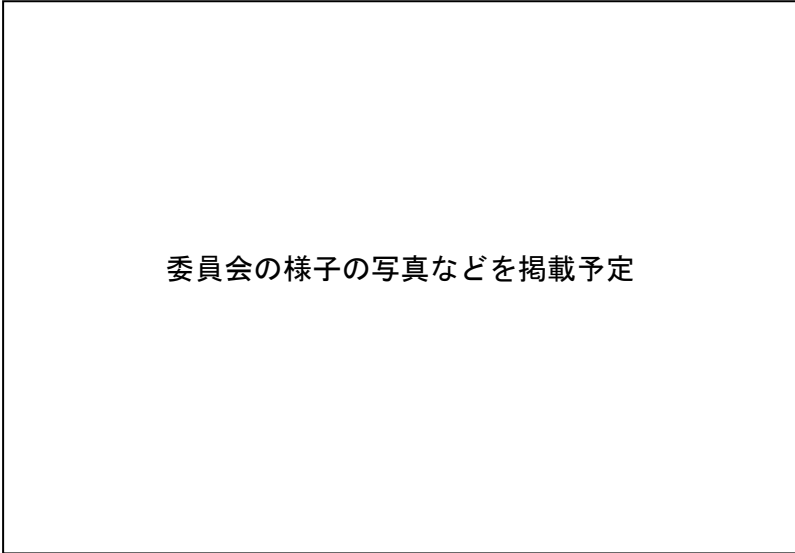
(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

② 策定の様子



委員会の様子の写真などを掲載予定

③ 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 団 体	備 考
保健・医療及び 福祉関係者 (5名)	久 下 英 一	桜川市民生委員児童委員連合協議会長 (H22年11月30日まで)	○
	小野塚 俊 男	// (H22年12月1日から)	○
	小 林 眞智子	桜川市主任児童委員連絡会委員長	
	延 島 茂 人	真壁医師会桜川支部長	
	武 藤 高 明	県西総合病院長	
	大和田 保	(社)桜川市社会福祉協議会事務局長	
市民団体等の 関係者 (7名)	鈴 木 克 己	桜川市区長会連合会長	
	大和田 四 郎	桜川市ボランティア連絡協議会長	
	藤 田 正 道	桜川市身体障害者福祉協会長	
	市 村 一 郎	桜川市高齢者クラブ連合会長	
	市 村 あき子	桜川市地域女性会長	
	仁 平 千鶴子	桜川市食生活改善推進員協議会長	
学識経験を 有する者 (3名)	永 堀 幸 子	育児サークル代表	
	増 田 昇	桜川市議会議長(H22年9月23日まで)	
	相 田 一 良	// (H22年9月28日から)	
	萩 原 實	桜川市福祉環境常任委員会委員長 (H22年9月23日まで)	◎
	飯 島 重 男	桜川市文教厚生常任委員会委員長 (H22年9月28日から)	◎
	鈴 木 勝	桜川市教育委員会教育委員長 (H22年11月24日まで)	
関係行政機 関の職員 (5名)	田 崎 光 紀	// (H22年11月25日から)	
	麻 尾 優	保健福祉部長	
	大和田 清	保健福祉部 次長兼社会福祉課課長	
	長 堀 イツ子	児童福祉課長	
	市 塚 邦 彦	健康推進課長	
	袖 山 勉	介護長寿課長	

◎委員長 ○副委員長

4 桜川市地域福祉計画調査検討委員会関係

① 桜川市地域福祉計画調査検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく桜川市の地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する方針の検討並びに必要な調査、研究及び連絡調整を行うため、桜川市地域福祉計画調査検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 桜川市地域福祉計画策定のための調査、研究及び連絡調整に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる部署の中から、当該部署の長が指名した職員をもって組織する。

- (1) 市長公室企画課
- (2) 総務部総務課
- (3) 市民生活部市民課
- (4) 市民生活部国保年金課
- (5) 市民生活部環境対策課
- (6) 市民生活部生活安全課
- (7) 保健福祉部社会福祉課
- (8) 保健福祉部児童福祉課
- (9) 保健福祉部介護長寿課
- (10) 保健福祉部健康推進課
- (11) 経済部商工観光課
- (12) 建設部都市整備課
- (13) 教育委員会学校教育課
- (14) 教育委員会文化生涯学習課
- (15) 教育委員会スポーツ振興課
- (16) 桜川市社会福祉協議会

2 検討委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでとする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、開催するものとする。

(意見の聴取等)

第6条 検討委員会は、必要に応じて計画の策定に関し関係者の出席を求め、意見の聴取等を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、地域福祉計画主管課において行う。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、計画の策定の終了をもって、その効力を失う。

② 策定の様子

検討委員会の様子の写真などを掲載予定

③ 委員名簿

所 属		氏 名	事務分野の内容
市長公室	企画課	長 島 幸 男	重要政策の企画調整及び推進、 総合計画、統計、地域コミュニ ティ、男女共同参画、行政組 織
	企画課 (市民協働推進室)	鈴 木 謙 一	
総務部	総務課	栗 林 浩	
市民生活部	市民課	高 久 幸 子	人権擁護、保険、医療、年金、 防災、交通、環境対策
	国保年金課	塚 本 真 吉	
	環境対策課	仲 田 幸 一	
	生活安全課	大 山 登	
経済部	商工観光課	濱 野 利以子	雇用、就労
建設部	都市整備課	鈴 木 政 俊	都市計画、ライフライン整備
保健福祉部	社会福祉課	◎ 仁 平 博 章	生活保護、障がい者福祉、児童 福祉、保健施策、高齢者福祉、
	児童福祉課	○ 鈴 木 孝	
	健康推進課	上 野 由美子	
	介護長寿課	柴 保 之	
	地域包括支援 センター	大 山 孝 子	
教育委員会	学校教育課	榎 戸 由美子	学校教育、生涯学習、文化活動、 スポーツ、レクリエーション
	文化生涯学習課	宮 山 孝 夫	
	スポーツ振興課	軽 部 洋 子	
桜川市社会福祉協議会		岩 本 崇	地域福祉、在宅福祉
		菱 沼 恵 一	

◎委員長 ○副委員長

5 計画策定体制と流れ

(1) 桜川市地域福祉計画策定委員会の設立

本計画の策定にあたっては、20名の委員で構成する「桜川市地域福祉計画策定委員会」を設立し、計画についての審議を行いました。委員は、保健・医療及び福祉関係者、市民団体等の関係者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員などで構成されています。

(2) 桜川市地域福祉計画調査検討委員会の設置

本計画策定に関する方針の検討並びに必要な調査、研究及び連絡調整を行うため、市役所の部内及び関連する各課・部署で構成する職員19名の方を選出し、桜川市地域福祉計画調査検討委員会を設置しました。

(3) 市民意識調査（アンケート調査）の実施

計画の策定にあたっては地域福祉への考え方を、市民の皆さんで共有していくことが大切であり、市民の福祉感や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、地域福祉に関するご意見やご提言を広く聴取し、本計画に反映させることを目的に、対象者を住民基本台帳より18歳以上の方、2,000人を無作為で抽出し、6月4日から6月18日（15日間）にかけて市民意識調査を実施しました。

なお、集計は6・7・8月にかけて行いました。

（回答者数790件、回収率39.5%）

また、市民意識調査の集計結果は、資料編を参照してください。

(4) パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、市の政策を定める際、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見や提案を原案に生かせるかどうか検討し、その経過や結果を公表する制度です。平成23年1月から2月にかけて実施しました。



市の鳥「うぐいす」



市の花「ゆり」



市の木「さくら」

6 桜川市地域福祉計画策定の経過表

実施年月	協議事項等
第1回 策定委員会 平成22年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定委員の委嘱について ・ 計画策定の趣旨等について ・ 策定スケジュール ・ 市民意識調査の内容について
第1回 調査検討委員会 平成22年9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画の概要について ・ 計画の今後の進め方について ・ 市民意識調査の内容について
第2回 調査検討委員会 平成22年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画（素案）について ・ 計画策定の今後のスケジュールについて
第2回 策定委員会 平成22年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の提案及び検討 ・ 市民意識調査の結果について ・ パブリックコメントの実施について
平成23年1月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施
第3回 調査検討委員会 平成23年2月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 地域福祉計画（原案）について
第3回 策定委員会 平成23年2月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 計画書原案 ・ 計画参考資料 ・ 概要版（リーフレット等） <p>） についての検討・修正</p>
平成23年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書成案の印刷製本作業

7 用語解説

【あ行】

○NPO

社会的な活動を行う民間組織で、利潤目的ではなく社会的な目的を持つ組織のこと。

【か行】

○介護保険制度

高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担増大、福祉サービスの不足、社会的入院、老人医療費の膨張などを背景に、介護の社会化を目的として平成 12 年から開始された社会保険方式による強制加入の制度。保険者は市町村であり、被保険者は、65 歳以上の人を第 1 号被保険者、40 歳以上 65 歳未満の人を第 2 号被保険者という。

○協働

住民・企業・行政など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

○合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を表す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

○高齢化率

65 歳以上の高齢者を総人口で割った数という計算はどれも同じであるが、それに占める割合の違いで呼び方が変わり、7%以上になると、はじめて「高齢化率、高齢化社会」などと呼ばれるようになり、7%未満では呼ばれず、14%以上になると「化」が抜けてハッキリ「高齢率、高齢社会」などと呼ばれるようになり、20%以上になると「超高齢化率、超高齢化社会」というふうになる。

なお、本計画では「高齢化率、高齢率、超高齢化率」を含め「高齢化率」と記載してある。

○子育て支援センター

育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座など、地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。

【さ行】

○在宅介護支援センター

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。社会福祉士・看護師などの専門職員が在宅介護などに関する総合的な相談に応じる。

○社会福祉協議会

「社会福祉法」において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられ、地域福祉活動の中核となっている。

地域住民が主体となって地域社会における福祉の問題を解決し、その改善を図るため、当事者をはじめ多くの人々の参加協力を得て、組織的活動を行うことを目的とする社会福祉法人である。

○社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

○社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営にかかる規制が定められている。

○成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

○団塊の世代

第二次世界大戦直後の日本において、1947年(昭和22年)から1949年(昭和24年)までのベビーブームに生まれた世代をさす。戦後第一次ベビーブーム世代と呼ばれる。

○地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉協議会が策定するもので、「すべての市民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする民間の計画であり、地域住民や民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間の活動や行動目標を示すもの。本計画とめざすべき方向性を同じくするとともに、相互に連携、協働し合う関係にある。

○地域包括支援センター

高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関で、市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が必ず配置される。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要

な支援が継続的に提供されるように調整する。平成2年（1990）に設置された在宅介護支援センターの機能を充実させるために、平成18年（2006）4月に改正・施行された介護保険法に基づいて創設された。

【な行】

○認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障害により持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

○ノーマライゼーション

「障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、またはその考え方」と一般的に定義されているが、今日では福祉全般の基本的な理念として位置づけられている。

【は行】

○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

○福祉タクシー

市内に在住する心身障がい者の日常生活の便宜を図り、その福祉に資することを目的としたタクシー利用料金の一部を助成する制度として桜川市で実施している。なお対象範囲は、第1種身体障害者手帳所持者、等級が㊤、Aの療育手帳所持者、1級の精神保健福祉手帳所持者が該当となり、一般に言われている「福祉タクシー」とは異なる。

○ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などを対等になく専門職(コーディネーター)、またはその立場をいう。

【ま行】

○民生委員児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援護者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

【や行】

○ユニバーサルデザイン

障がいのある・なしや、年齢、性別、人種にかかわらず、すべての人にとって利用しやすいように、まちや生活環境などをデザインするという考え方。

「桜川市地域福祉計画」

平成23年3月発行

発行：桜川市役所

編集：桜川市 保健福祉部 社会福祉課

〒309-1292 桜川市岩瀬64番2

Tel: 0296-75-3111(代) Fax: 0296-75-4690

Email: syakai_s@city.sakuragawa.lg.jp

ホームページ: <http://www.city.sakuragawa.lg.jp>